

平成31年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(2日目)

開議 平成31年3月11日(月)

散会 平成31年3月11日(月)

仁木町議会

## 平成31年第1回仁木町議会定例会（2日目）議事日程

◆日 時 平成31年3月11日（月曜日）午前9時30分 開議  
◆場 所 仁木町役場 3階議場

### ◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問 人事評価制度導入とその効果について（佐藤秀教議員）  
交通弱者への支援について（野崎明廣議員）  
予防・健康づくりの促進について（住吉英子議員）  
災害発生時における避難所運営について（住吉英子議員）  
婚活支援の取組について（嶋田 茂議員）  
自治体の消費税増税について（上村智恵子議員）  
子どもセンター建設の進捗状況について（上村智恵子議員）
- 日程第3 議案第8号 平成31年度余市郡仁木町一般会計予算
- 日程第4 議案第9号 平成31年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第10号 平成31年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第6 議案第11号 平成31年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第7号 仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第12号 仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第13号 仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第14号 仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第15号 仁木町農業担い手育成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第16号 仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第17号 仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第18号 仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第19号 仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第18 議案第20号 大江辺地に係る総合整備計画の変更について

## 平成31年第1回仁木町議会定例会（2日目）会議録

開 会 平成31年3月11日（月） 午前 9時30分  
 散 会 平成31年3月11日（月） 午後 3時56分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智恵子

## 出席議員（9名）

1 番 佐藤秀教	2 番 嶋田茂	3 番 住吉英子
4 番 野崎明廣	5 番 宮本幹夫	6 番 林正一
7 番 水田正	8 番 上村智恵子	9 番 横関一雄

## 欠席議員（0名）

な し

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐藤聖一郎	産業課長	鹿内力三
副町長	林幸治	産業課参事	四十坊供之
教育長	岩井秋男	建設課長	可児卓倫
総務課長	新見信	教育次長	奈良充雄
財政課長	渡辺吉洋	学校給食共同調理場所長	渡辺和之
会計管理者	伊藤利文	農業委員会事務局長	泉谷享
企画課長	嶋井康夫	選挙管理委員会書記長	(新見信)
住民課長	川北享	監査委員	原田修
ほけん課長	岩佐弘樹		

## 議会事務局職員出席者

事務局長	浜野崇
総務議事係主事	干場雅矢

開 議 午前 9時30分

---

○議長（横関一雄）おはようございます。

これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月8日に引き続き、3番・住吉議員及び4番・野崎議員を指名します

---

## 日程第2 一般質問

○議長（横関一雄）日程第2『一般質問』を行います。5名の方から7件の質問があります。

最初に、『人事評価制度導入とその効果について』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）おはようございます。それでは、先に通告してあります、人事評価制度導入とその効果について質問させていただきます。

平成26年5月に行われた地方公務員法の改正により、「能力及び実績に基づく人事管理の徹底」が規定され、「能力本位の任用制度の確立」や「人事評価制度の導入」、「分限理由の明確化」が求められることになりました。これは、職員の任用の定義を明確にするとともに、人事評価制度を導入することで、職員がその職務を遂行するに当たって発揮した能力や上げた業績を把握し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするというものです。人事評価は、上司が部下の能力や行動、業績を評価し、優れている点を認識するとともに、逆に劣っている点などを指導することによって、より良い方向へ導くなど、単なる処遇のためだけではなく、人材育成や能力の活用によって仕事の成果や効率を上げることを目的としているため、これらに対応できる人事評価制度の整備と適正運用のための仕組みづくりが重要となります。特に、地方公務員法第23条第2項に「人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする」と謳われていることから、今まで以上に人事評価の整合性と納得性が求められます。

本町では、人事評価制度を導入するに当たり、「仁木町職員の人事評価実施規程」を策定し、職員研修等を経て平成28年4月1日から実施しているところですが、当該制度の実施に伴う効果として、以下の点についてお聞きします。1. 職員の主体的な職務遂行や自己啓発を促し、職員の人材育成と組織の活性化が図られているのか。2. 適材適所の人材配置や給与等への反映など、能力や業績に基づく人事管理が推進されているのか。3. これらを通して、主体的・自律的な職員を育成し、行政サービスの向上が図られているのか。以上3点について、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、佐藤議員からの人事評価制度導入とその効果についての質問にお答えいたします。

1点目の「職員の主体的な職務遂行や自己啓発を促し、職員の人材育成と組織の活性化が図られている

のか」についてですが、人事評価制度の一番の目的につきましては、人材育成であります。これまでも先輩職員や上司との関係において、個々に行われてきたものを、新たな仕組みで制度化し、評価者が人材育成に責任を持つ仕組みとなっております。また、この制度の第二の目的として、地方公務員法第23条第2項に規定されているようにその評価制度を活用し、任用や給与、分限等の人事管理の基礎とすることであります。この人事評価制度の導入により、評価者と被評価者が制度それぞれの段階で実施する面談を通して、相互に状況を把握することが可能となるほか、評価者は組織目標や業務目標を被評価者に示し、評価結果を基にした面談を行うことにより被評価者は評価者から見た自身の強み、弱みを知ることができ、この双方向のやり取りにより仕事上のコミュニケーションが促進され、組織の活性化につながっているものと考えております。

2点目の「適材適所の人材配置や給与等への反映など、能力や業績に基づく人事管理が推進されているのか」について申し上げます。これまで、勤務評定や日々の行動把握等により人事異動を行い、適材適所の人材配置に努めてきておりますが、導入後は、評価結果が蓄積されることで、個人の能力や経験に応じたより効果的な人材配置に活用することができるものと考えております。また、給与等への反映につきましては、本年12月の勤勉手当の支給時から運用を図ることで、この後、職員組合と調整を進めることとしております。

3点目の「主体的・自律的な職員を育成し、行政サービスの向上が図られているのか」につきましては、町民の福祉の向上のため、職員は日々業務に当たっております。この人事評価が組織及び個人の目標を定め、上司と部下がともにその目標の達成のために努力することが地方公務員法に制度として定められましたので、正しく運用することで、その過程において職員の能力が開発され、向上していくものであると考えております。人事評価制度が導入されたことで、評価者においては、より緊張感と責任が明確にされたと感じておりますし、被評価者にとっては自己の強み、弱みを知り、目標を設定することでモチベーションの維持、向上に資するものと考えております。今後も検証しながら活用していくことで、行政サービスの向上に引き続き努めてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは、再質問をさせていただきます。

只今、項目ごとにご答弁をいただいたところでありますけれども、まず、1点目に「評価結果の公平性の確保」のことについて質問をさせていただきます。ご承知のように、この人事評価制度は、行政サービスに直結するものでありますし、この活用によって質の高い行政サービスを提供するというものに期待するところでありますけれども、只今の答弁の中で、本町では人事評価導入で評価者と被評価者が面談を通して仕事上のコミュニケーションが促進されて、組織の活性化が図られているということでの答弁でございましたけれども、その一方で既に導入済みの自治体においては、事務の内容によっては目標設定が難しいとか、あるいはその評価者によって評価のばらつきが発生していると、それが不均衡を生む原因となっているというような課題もあるようですが、本町ではこの点についてどのような状況でしょうか。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）それぞれの部署においてですね、業務内容も違いますし職位や経験、在職年数の違いからも、目標設定が難しいという声は聞いているところであります。また、評価者の評価のばらつきにつきましては、1人がすべての職員の評価するわけではありません。複数の評価者が評価することに

よるばらつきというものは当然出てくるものということで認識しているところです。そのばらつきが最小限となるように制度開始当時からですね、目標設定研修を行ったり、評価目線を合わせる連絡調整会議等を活用してですね、評価者の目線の幅を狭くするような、ばらつきを少なくするような取組を行いながら今は運用しているところです。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）只今、縷々ご答弁がありましたけれども、人事評価の基本原則はご承知のとおり、公平性・客観性・透明性を担保するということでございますが、評価者的人材育成の視点を常に意識しつつ、日ごろの業務の中で被評価者と十分なコミュニケーションを積み重ねていくことが人事評価を適切に機能させる上で重要になると思います。ぜひ今後とも、日ごろの業務の中でコミュニケーションを重視して組織の活性化を図ってほしいと思いますが、町長は2期目、2年目を経過するところであります。1期目の就任当時と比較して、職員のどのような所に変化を感じているのか、現時点でそういうところがあればちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えしますが、私が就任してから6年が経ってですね、職員に対する見方というのも変化が出てきたというのも事実であります。と言いますのも、私がこういう立場になった6年前には職員が財政改革プランの影響もあってですね、50人ちょっとという少ない職員の数で行政を運営しておりました。なかなか業務が効率的にはかどらないということで多くの職員を登用し、受入れて、今60人後半という職員数が増えてですね、割と若い職員が増えてきた中で、なかなか上司が部下を指導することも、また、部下が上司を見ることもなかなか難しいような職場状況であるというのを、今客観的に見て把握しているところでございます。ただ、これは一時的なものであるというふうに捉えておりますし、今後、こういう人材評価制度を導入することによってですね、今まで評価されていた側の人間が今度は自分が評価する側になったときに、改めてどういう状況でどういう環境の中でコミュニケーションを職員同士で取って、評価に繋げていかなければならぬかということを養う良い機会と言いますか、これがスタートになりますので、これからそういった意味では職員同士のそういった上司・部下の関係もですね、今後構築されて良いコミュニケーションの中で、お互いが指導されて力を発揮する機会になるものだというふうに私は思っています。これまでも、優れた管理職になる人というのは、ごく当然のことであったというふうに思いますけれども、ただ優れた職員が必ずしも優れた管理職になるということにもならないというふうに私は認識しております。と言いますのも一般的に、超一流の野球選手が超一流野球監督になるとは限らないのと同じようにですね、やはりそれぞれ個々の能力もありますし、なかなかいきなり管理職という立場になったときに、その能力が身に付くのかと言ってもなかなか難しいものがあるというのも、認識しているところございますので、今回こういった人事評価制度を活用しながらですね、徐々にそういういった能力を養わせていくということも必要なことであるというふうに思いますので、この人事評価制度を通じて職員の能力向上、又は、意識向上につながるものというふうに理解しているところです。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今、町長の方からもいろいろなことがありましたように、やはり行革以降、徐々に職員数も増えておりますけれども、やはりまだ業務の経験が薄いという部分もそれは紛れもない事実であって、今後に期待するものだということありますので、私もそのとおりだと思います。

そこで次に、人材育成についてお聞きしたいんですが、この人事評価の結果をですね、職員の人材育成に積極的に活用し、住民サービスの向上に努めるということがこの制度の目的の一つでもあります。これが1番、最大の目的であると思いますけれども、そのためにその人材育成につなげるためには被評価者が自分、自ら学ぶこと、学ぶ意識、これが1番だと思います。それで、この1番肝心なのが評価者の経験あるいは技量が、これも試されるという部分もあると思います。これも導入済みの自治体の課題として、載っておりましたけれども、本当に人材育成につながっているのか、そして職員の意欲につながっているのか、また、効果的・具体的な活用方法が見当たらぬなどいろいろ課題もあるようですねけれども、本町ではこの人材育成に関して、どのような状況かお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

人事評価の結果につきましてはですね、期末面談におきましてフィードバックし、次に生かしてもらえるよう丁寧な説明を行うようにしておりますと、この積み重ねによって自らのスキルアップに繋げ、それが大きな束となって組織全体のスキルアップに繋がっていくものというふうに考えておりますけれども、何かこれといってすぐに効果が表れるというような活用方法は、難しいものであるというふうに今の段階では考えているところでございます。制度を理解し継続していくこと、人事評価制度は正しい伝え方をしていかないと逆にモチベーションやパフォーマンスが下がってしまうものがありますので、最終的にはですね、住民福祉サービスの向上につながっていくよう見直しを行いながら運用しているところであります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）この人事評価制度もですね、すべて先ほどの質問にもリンクする部分でございまして、先般、私も税の申告をしまして、その際、たまたま今回、今年1月末をもって税務の職員1名、貴重な戦力が失われた、退職されたということで、相当職員の方も苦慮されているのかなと思いながら、いろいろ申告相談をしたわけでありますけれども、事務も肃々と進められて、全く支障なく私も税の申告をすることができました。ですから私も着実にこの制度のあるなしに関わらず、やはり着実に職員の方も成長しているというふうに感じたところでありますと、それで、この制度もまだ開始してから3年目です。評価者、管理職の皆さんや副町長も本当に大変だと思います。全員の分を評価しなければいけないわけですから。ですから、その慣れない作業という戸惑いもあるかと思います。ご答弁のとおり、この制度を理解して、そして継続していくことが重要であるというふうに町長も今ご答弁されましたので、私もそのとおりだと思っております。ぜひ今後ともですね、課題を精査して、制度を有効に活用してより良い行政サービスの向上に努めてほしいと思います。

それでは次に、先ほどもお話がありました「分限処分」これについてちょっとお尋ねしたいんですが、先ほどご答弁の中で、人事評価の結果を給与等へ反映するということについては、本年12月の勤勉手当の支給時から運用するということで今調整を進めている、これから進めていくというご答弁でありますけれども、その前提としてやはり適正に昇格承認を行なうための手法や、その分限処分のための手法や分限処分を行えるか、そして処遇に反映するということは先ほどもお話がありましたようにモチベーションの低下につながらないか、そういう部分の課題もあろうかと思います。そこで、分限処分する前に面談等による指導を通して、客観的かつ公平で信頼性の高い評価、これが重要になるかと思います。それで、本町

で今考えているところの分限処分に至るまでのプロセスと考え方について、ちょっとご質問したいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）分限・免職等のいわゆる分限処分についてでございますけれども、議員ご指摘のとおり、今回的人事評価に伴いまして、その活用として分限等の処分に反映することができるというふうになっております。ただ、分限等につきましては非常に職員の人生に係る大きな問題でございますので、客観的かつ公平性な活用というのが大前提になるかというふうに思っております。それで地方公務員法による人事管理の基礎として活用するということでございますので、その仕組みについてはですね、まだ具体的には作っておりません。ただ、道とか先進的に取り組まれている市町村等の事例もございますので、そういうものを活用しながらですね、いろんな本人の不利益等が生じないよう、適正に研究・調査していきたいというふうに考えております。そして合わせて、当然職員組合ともですね、意見交換を重ねながら適正な運用を図っていきたいというふうに考えております。

最終的にこの人事評価については、分限等を目的にしたものではなくて、それに至る場合については、そういうことで再教育とかといったことをしながら進めていくというふうなことが基本的な考え方だと思っておりますので、そういうことでご理解していただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）よく、理解したところであります。

やはり人事評価の目的の重要な部分については、能力やその仕事ぶりを評価して本人にフィードバックをする。これが職員の能力の開発、あるいは人材育成に役立てるという点が占めておりますので、ご答弁にありましたように、分限処分はまず対象者を出さないという前提で、そのための制度をきちんと理解して活用してほしいというふうに思います。

次に、管理職の業務負担についてお尋ねします。管理職にとっては人事評価というのは正に日常の業務であると思います。管理職の中には経験や在職年数の違いも当然ありますし、当然それによってスキルも差が生じるものと思っています。近年、管理職の業務負担、これが看過できない状況にあると私は思っております。この制度導入によって、管理職に係る負担、これはちょっとはかり知れないと思うんですが、どの程度、管理職に負担がかかっているのか、そのことについて、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）私の方からお答えさせていただきますけれども、制度導入に伴いまして、管理職についてはですね、新たに人事評価に伴う、それぞれの段階ですね、事務それから面談等の業務も生じますし、また日々職員に対する指導・指示、それから確認等そういうものも生じるということで、極めて管理職員にとっては非常に負担が生じてきているとの事実があるというふうに考えているところでございます。それから、管理職については従前よりも今非常に先ほど町長からも答弁させていただいたとおり、職員の経験年数が浅い職員が増えている中で業務の対応等、自ら事務を執行しなければならないという部分も多々出て来ておりますし、また、全般的なマネジメント能力もですね、従前に増して求められているというふうに考えているところでございます。そういったことからですね、非常に管理職にとっては非常に厳しい状況であるというふうに私どもも感じているところでございます。それで人事評価について申し上げますと、人が人を評価することは負担が生じないものではなく、時間的制約や精神的負担が当

然生じてくるものだと感じております。始まってまだ間もない、数年ということもありますし組みの見直しですか会議の進め方の変更など、毎年、今後改善しながら、どういった方法が良いのか、そういうものを模索しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。そういう中で組みが一定程度固まり、運用が進むにつれ、理解も深まってですね、そのことによって、管理職の負担も軽減されるだろうというふうに考えております。そういうことでより良い制度、そして制度としてなじむ、平準化されたものになるようですね、日々努めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）丁寧なご説明ありがとうございます。大変良く理解できました。

それで、管理職の負担軽減というためには、今、ご答弁されたようにこの制度の運用、これの組み作りがやはり最大の課題になろうかと思います。やはり人事評価研修などに加えてですね、やはり何らかの擦り合わせをする場、こういうものも必要になってくるのかなと思います。そして、管理職の評価者の目線を合わせるということも必要になってくるのかなと思います。そういう部分が他の自治体においても1番課題になっているようです。今後やはり人事評価の項目の見直し、本当にこの項目は必要なかどうかを含めてですね、簡素化を図るなり、そういう部分もぜひ検討の上ですね、本当に管理職の皆さん大変だと思いますので、負担改善に十分務めていただきたい。町長にも何とかそれはお願いしたいと思っております。

次に、これにリンクするんですけれども、年次有給休暇等の取得状況について質問させていただきますが、人事評価制度の導入によって、また、面談を通して職員の健康管理にも期待できるものがあると思います。有給休暇については、政府も取得率アップに向けて、昨年労働基準法などの改正案を含む働き方改革関連法が成立したということで、今年4月から、一定の条件を満たす労働者については、年5日以上の有給休暇を取得させることが義務化されるということが予定されております。有給休暇は、一般的には職場への配慮、あるいはためらいといった理由でなかなか取りづらいと言われているわけでありますけれども、心身ともにリフレッシュするためには、有給休暇を有効に活用するということをしていかなければならないというふうに思っております。本町では、有給休暇あるいは夏季休暇もありますけれども、その取得状況についてどのような状況なのかお尋ねします。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）年次有給休暇につきましては、新規採用者などを除く平成29年ベースで58人であります。58人で1人当たり平均値で申しますと、8日と15分でございます。特別休暇として3日間取得可能な夏季休暇などは年次休暇に合わせて連続して取得するよう努めて周知しているところですが、只今の佐藤議員の方でお話がありました働き方改革の関係で、本年4月から民間労働法においては変わりますが、その中でいきますと民間労働法では5日以上の有給休暇を取得義務付けるということになっておりますが、現在、本町の状況としては実際平均8日ということでございます。5日に満たない、取得に満たない職員もいるというのが現状でございます。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）私の方からちょっと補足させていただきます。

今、総務課長がご説明させていただいたとおり、今ある民間労働法による5日に満たない状況になっておりますし、また、個別に言いますとかなり取得に職員ごとの個人差があるのが実態でございます。そ

といったことから、ワークライフバランスの推進というのが私どもには非常に大事な課題の一つであると思いますので、そういったことで、すべてのあまねく職員がですね、年次休暇を最低限でも5日以上は取得できるような職場環境をつくっていきたいと思っておりますし、また夏季休暇についてもですね、職員を通して各自が履行できるようにしていきたいというふうに、そういったことで指導していきたいと思っていますし、また、そういったことが取得できる職場環境づくりについて邁進していきたいというふうに考えておりますので、そういったことでご理解していただきたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今のご説明で理解するところでありますけれども、国もその取得率アップに向けて法改正したところでありますし、本町においても取得に当たっては、いろいろな仕事、業務の問題もあって、それ個人差はあると思います。現代社会は、仕事あるいは人間関係でストレス社会と言われて久しいわけでありますが、それらを解消する意味からもですね、ぜひ取得しやすい環境整備に努めてほしいと思います。

先ほど職員の採用の部分もありましたので、次に今後の職員の採用のことについてちょっと質問させていただきます。人事評価制度の活用によって、職員の定数管理にも期待ができるものと考えています。行財政改革プランによって職員が大幅に削減されたことに伴って、近年、定員適正化計画や社会人枠での採用などで一定の職員数が確保できたものと思っております。今後の人件費の抑制あるいは人事評価を踏まえた、本町の将来的な職員採用計画について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）今後の職員の採用のあり方でございますけれども、先ほどの町長の答弁の中でもありましたけれども、プランの中で非常に職員の削減を行ってきたということで、五十数名の中で一時は業務対応をやってきたわけですけれども、ただその中でですね、業務が十分に至らない点があって、嘱託職員とか、道から派遣職員を借りながらですね、定数外でいる部分を含めてですね、そういったことで、実際に対応しながら何とかやりくりしてきたという実態の経過がございました。その中で現在退職者の補充を基本としつつ職員を採用してですね、将来を見通した中で、仁木町の円滑な業務運営が継続されるような形の職員体制を図るということでですね、現在67名、そして平成31年当初については欠員になっておりました保健師1名と、それから退職者の補充ということで1名を採用することで69名になる予定でございます。それで今後でございますけれども、先ほど議員からお話があったとおり、今、非常に事務処理がいろいろ地方に課せられている大きな課題がたくさんございます。そういうものを見越した中で適正な人事配置等に務めながら、より行政コストの削減を図りながら進めていかなければならないという課題もございますので、今後ですね、適正な人員配置については職員の配置計画等も見直しをしながらですね、不斷の見直しを行っていきたいというふうに考えているところでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今のご答弁は理解したところでございます。

最後に時間もございませんので、今後の人事評価制度の課題と対応と対策について伺いますが、先ほども言いましたように制度を導入して、これは3年が経過しますけれども、導入されたことで評価者に対しては緊張感と責任が明確になったことや、被評価者にとっては自己の能力を知ることでモチベーションの向上に資すものとして、今後も検証しながら活用することでのご答弁でございましたけれども、こ

の今抱えている課題、あるいは運用する上での課題、その対応と対策について町の方ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）これまでの答弁の中でもお話させていただきましたけれども、評価者のばらつきの少ない評価を行うこと、また面談を通じて個々の職員の状況を把握すること、また全体を通した仕組みの構築など、この人事評価の結果を有効に活用するためには改善しなければならない点があるというふうに考えておりますし、常に見直しを図っていくことも必要であるというふうに捉えているところでございます。人事評価は何度も言うように人が行うものでありまして、完全に公平で評価者の主観を排除する制度運用というのは困難なものであるというふうに思っていますけれども、工夫改善していく中で、制度の信用性を高めて人材育成のツールとしてわかりやすく使える制度となるようですね、評価者・被評価者と共に共通認識を持ってこの制度に取り組んでいくこと、そして評価者においては引き続き行う研修や連絡調整会議を有効に活用してですね、職員の納得が得られ取組やすい制度となるように引き続き取り組んでまいりたいとそのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今おっしゃったように、これは人間がやることですので、被評価者の能力あるいは業績を100%客観的に、測定・評価することは、それは無理というか難しいと思います。そのためにも先ほど申し上げましたとおり、今後においても日ごろからの職員とのコミュニケーションを十分重視して、今後も行政サービスの向上に努めていただきたいと思っております。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）次に、『交通弱者への支援について』以上1件について、野崎議員の発言を許します。4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）それでは、先に通告いたしました、交通弱者への支援について質問をさせていただきます。

昨年10月より仁木町予約制バス（ニキバス）の本格運行がはじまり、利用者からは「まだまだ予約に慣れない」という話も伺っていますが、徐々に利用者も増えてきていると思われます。しかし、運行ルートに役場や個人病院が含まれていないなど、多くの課題があると考えられます。また、町内には小樽や札幌まで通院されている方もいらっしゃいますが、通院介助サービスなどを利用できるのは、一定の条件を満たす方に限られるなど、全ての交通弱者へサービスが行き届いているとは言えません。このような実情を踏まえ、次の点についてお伺いします。1. 予約制バスの運行ルートや停留所の検討をする考えはないのか。2. 運行ルートに入らない方への支援をどのように考えているのか。3. 運転免許証を返納した方への優遇措置はないのか。4. 小樽や札幌まで通院している方への支援は考えていないのか。以上4点について町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）野崎議員からの交通弱者への支援についての質問にお答えします。

1点目の「予約制バスの運行ルートや停留所の検討をする考えはないのか」についてであります、昨年10月から中央バス銀山線に替わり本格運行を始め、まだ5か月を過ぎたばかりで、利用動向を把握する段階に至っておりません。このため、運行ルートや停留所の検討の必要性につきましても現時点において

判断ができないものと考えております。なお、年間を通して利用者の動向やニーズを把握した段階で、運行ルートや停留所の見直し等が必要と判断される場合は、検討をしてまいりたいと考えております。今後、時間帯や便数、既存の路線バスやJRへのアクセス等、年間を通して利用者の動向やニーズを把握した上で、運行ルートや停留所の検討をしてまいりたいと考えているところであります。

2点目の「運行ルートに入らない方への支援をどのように考えているのか」であります、仁木町地域公共交通活性化協議会の中で、今後、予約制バスの運行ルートや停留所の検討が終わった段階で、予約制バス・路線バスのバス停やJR駅までのアクセスが悪い地域を対象に、ボランティア有償運行制度やタクシー利用補助などの支援について検討してまいります。

3点目の「運転免許証を返納した方への優遇措置はないのか」につきましては、現段階では65歳以上の方が自主返納された場合、返納時に交付される運転経歴証明書の交付手数料を補助する運転免許証自主返納支援事業を、仁木町交通安全推進委員会が行っております。その他の運転免許証自主返納者に対する優遇措置につきましては、仁木町交通安全協会など関係者の皆さんと必要性について検討してまいります。

4点目の「小樽や札幌まで通院している方への支援は考えていないのか」につきましては、路線バス銀山線廃止に伴う代替交通手段としての町予約制バスと他の公共交通機関を利用して通院できる状況にありますので、今のところ考てはおりません。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）説明をいただきました。

すべての点が、これから質問に対して、路線に対して網羅されるのかなという感じもします。

まず、1点目より再質問をさせていただきます。現段階においては判断ができない点があるということですが、きめ細やかな配慮が必要なのかという感じもします。ニキバスに役場を経由する路線の必要性を考えられると思います。国道から役場までの距離としてはさほどないのかもしれません、利用される高齢の方たちが役場へ向かいやすい路線も大切と考えますが、今後、年間を通して利用者の動向、ニーズを把握した上で検討されることですが、どのような方法でニーズを求められていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問にお答えしたいと思います。

仁木町予約制バスの本格運行を始める前の試験運行のときにも実際に乗られた方々に対して電話等を使っての聞き取り調査、更には地域へのアンケートのようなものもさせていただいております。現在5か月経過ということで、1年を通して経過を見ていく中で、本格運行においても電話等による聞き取り、また、アンケート等をやっていければというふうに考てているところでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）非常にきめ細やかな配慮をしていただいているという感じもしております。また、銀山・尾根内・長沢地区に停留所は設けられておりますが、自宅前で乗っていた方が、またそこで乗車・降車の可能性が配慮されているのかどうか、その辺に対してちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問ですけれども、今まで走っていました中央バスさんの方も、銀山地区は自由乗降という部分がありました。今回のニキバスにおいても、銀山地区におきましては、自由乗降

できるような形をとっております。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）中には非常に距離をかけて停留所まで、ちょっとわからなかったのかもしれませんけれども、停留所まで歩いているという高齢者もおられましたので、その辺の周知を少しでもしていただければという感じもしております。また、利用される方においては病院の通院も多く、運行ルートの内での病院降車が必要なのかなという感じがしています。その辺について、停留所以外でも対応すべきと思いますが、その辺に対してどのように考えられますか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）今運行しています町の予約制バスにおいては、先ほどのご質問で銀山地区の話をしました。余市町内におきましても、バス停以外のところでも安全が確保できて降ろすことができる場所があれば、そういうところでは降ろすことは可能としています。ただ、乗るのに関しましては、バス停からというふうになっております。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）非常にいろんな面で配慮していただいているということも実感しております。また、乗るときにも、やはり病院から停留所までという形の中では、なかなか遠い状況も発生しておりますので、その辺に対して、やはり今後、配慮が必要なのかという感じもしておりますので、その辺を少し今後検討していただければという感じがしています。

現在、運行便として、1便から8便が利用されていますけれども、実態としてはどのような乗車状況なのか、わかれればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）10月の運行開始から12月までの3か月のデータしかないんですけれども、ちょっとご紹介させていただきたいと思います。

まず、余市方面に行くバスに関しては、3便、尾根内を8時40分に発車するバスの利用者が1番多いという状況になっています。戻りの便では6便、協会病院を4時前ぐらいに発車して、こちらに戻ってくるバスが1番利用が多いという状況であります。一応、持ち合わせている資料では以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）総体的に1便当たり何人くらいというのはわかりますか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）まず、月ごとの10月、11月、12月の先ほど申し上げました3便、銀山方面から余市町に行く便なんですけれども、延べの利用者数として集計しております。10月が68名、11月が66名、12月が74名でございます。戻りの方の便に関しては、先ほどの6便、10月が54名、11月が43名、12月が56名ということになってございます。3か月間の全体を通しての利用状況としましては、実際運行した便が460便で乗られている方の延べ人数が839人、運行した便1便当たりの平均した利用者としては1.82人ということになってございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）非常に試験運行から比べると乗車率が増えているのかなという感じもいたします。今後の対応としても多くの方々の意見を求めていただいて、また、路線の経路も多くすることで利用者も多

く利用してくれるのではないかという感じもしていますので、その辺に対して、今後の課題となりますけれども、路線に対しても少しでも利用者が使いやすい方向というものも今後取り組んでいただきたいという感じがしています。

それでは、2点目ですけれども、運行ルートに入らない方への支援については、なかなか対応が進んでいないのかと考えますが、仁木町地域公共交通活性化協議会で検討されているということですが、この協議の内容としてはどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄） 嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫） 仁木町地域公共交通活性化協議会での検討ということで、この協議会の中では現在運行しています町の予約制バスを、まず1点目として検討を始めました。その他にスクールバスへの混乗ですか、ボランティア運行制度の取組、またタクシー補助券、そのような取組についても順次検討していくということで進めておりまして、現段階では予約制バスの利用者への聞き取り、先ほど言いました試験運行並びに今後、実際に本格運行した中での聞き取り等をした中で、今の予約制バスのルートがこれで良いのかというような部分、更にそれに対して他のものはどういうものが検討できるのかというような話し合いを、引き続き行っていくという状況でございます。

○議長（横関一雄） 野崎議員。

○4番（野崎明廣） 仁木町地域公共交通網形成計画としては、計画目標を組まれていたと思います。平成30年、31年とスクールバスの混乗、ボランティア運行など、また、タクシーの補助においても、検討・本格導入ということまで平成31年には計画でなっていたんです。その状況が、現状としてはどこまでの段階なのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄） 嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫） 仁木町の公共交通活性化協議会の中において、平成30年、31年とスクールバスの混乗について実際にスクールバスが今走っているところ、然別、砥の川地区を通っているスクールバスを利用してということで、2年間にわたって試験運行という形で実施をするというふうに動いていたんですけれども、昨年度は1名、利用者の方がいらっしゃいました。今年度においては、利用者というか、希望された方がゼロということで、現段階ではスクールバスの利用というのは非常に難しいのかというふうに思っているところでございます。会議の中でもそのような話になりまして、それについては、他の交通機関の検討をした後で、また考えていければということで、今はそちらについては止まっております。また、ボランティア運行制度については、主に銀山地区の方々に対してというところを視野に入れている部分なんですけれども、そちらの方は、銀山地区の方々に対してアンケートを取らせていただいて、そういうものがあったら利用したいか、また、そういう制度を作ったときに運転手になってもらえるかというようなことを地域の方々に聞いております。そういうような部分で計画に沿って動いてはきているんですけども、先ほども言いましたとおり、ニキバスのルートがまだ完成されてないというか、いろんなニーズを受けて、まだ変更の可能性があるということで、それが固まった後に引き続き他のもので、どう支援していくのかというのを考えようということで、現段階では計画よりも変更して、一部後に回すと言ったらおかしな言い方なんですけれども、今後において検討していくことで、予定よりも少しその部分に関しては、先送りになっている状況でございます。

タクシー補助の分についても同じような考え方をもっておりまして、こちらについても、現段階ではま

だ本格実施というところには至っておりません。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）なかなかこの点については進んでいない、また、スクールバスにおいても、1人、ゼロ人というそういう結果が出ている。なぜにそういう、ゼロだとかということになるのかという感じもしますけれども、やはり利用しにくいのか、何かがあるからそういうゼロだとかになるのか。また、銀山地区においてはボランティアという点についても、なかなかそれを先になって運転してくれる人がいないという状況が発生しているが、そういう点について、やはり、何かが不足しているのかなという感じもしていますけれども、その辺ちょっと何かあればお伺いしたいという感じがします。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今の部分、まずスクールバスの方なんですけれども、やはり子どもたちが乗るスクールバスと一緒に乗せていただくという形なので、朝の便に関しては、学校の始まる時間が決まっていますので、一定の時間で行けるんですが、帰りに関しては、その日の授業ですとか、学校の計画に合わせて早くに帰る場面もありますし遅くなる場面もあるということで、非常に利用される側としては使い勝手が良くないというような感じがあるようでございます。また、学校では降ろしてもらえるけれども、途中で降ろすということをしておりませんので、そういう点ではどうしても乗ったら小学校ですとか中学まで行ってしまうということで、そこから自分の目的地までは歩かなければいけないですか、そういう場面も出てきますので、そういうことで皆さん方やはり利用しづらいのかというふうに思っております。

それと、ボランティア運行の方なんですけれども、運転手をやっていただける方は、やはり地域で免許をお持ちで、他の同じ町内の方を乗せていきますというような方も、どうしてもボランティアでの有償運送はガソリン代程度をお支払いいただいてという形になるんですが、もし何か事故が起きたらどうしようですか、やはりそういう運転される側にも不安がある。また、自分の予定と違う方を載せていくものですから、当然その分の時間を要したりですか、そういうところでなかなかすんなり引き受けいただけるという方がいないという状況です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）説明をいただいて理解させていただきます。

ニキバスだけではなく、この不便なところを補佐できる体制というのが、どちらにしても今後急がなければならぬという感じもしますが、町長はニキバスを利用されて、乗っていただいている状況だと思いますけれども、乗った時点で、周りの状況を見ながら、町長としてどう考えるのか、補佐していく必要性というものをどう考えるのか、実際乗ってどう感じましたか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先般私も、ニキバスを利用させていただきましてですね、乗っている利用者の方々や、また運転手の方々、それぞれの立場においてのニーズや、又は要望をですね、ごく一部でありますけれども、お聞かせいただきました。そもそもニキバスを設けた大きな背景として、今まで銀山線は中央バスが走っていただいたわけでありますけれども、その補完としてニキバス、予約制バスを町として設けたわけであります。したがいまして、元々銀山線は中央バスが運行していた時も、運行ルートに入れなかつた所とかが当然あったわけでありますけれども、そのときに様々なニーズがあってもなかなか出でていなかったわけで、今回こういった予約制バスに生まれ変わって、いろんな選択肢、他の自治体の事例や良さを

ですね、全部組み込ませていろんなものを求められてもですね、なかなかこれは実現的に難しいものがあるというのもご理解していただきたいというふうに思っていますし、経費もかさめばより効率的な住民サービスを提供できることは事実でありますけれども、なかなかそういうことにもならないという部分もありますし、できる限りの中でいかにして利用者のニーズに応えることができるのかということで、これまで2年間の中で、今まで実証実験をして、検証してきたわけであります。今後におきましても、今のルートの中で限られた中でのニーズに応えられるようにですね、町としても今後、検討していくなければならないというふうに私も利用させていただきまして、実感させていただいた次第でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町長から、答弁をいただきました。

それでは、3点目ですけれども、運転免許証を返納された方への優遇処置を今後検討していくのかどうか。議会でも研修視察先で実施されている実例も多くありました。また、高齢者、65歳以上の方に対しても半額提示がされていましたが、本町も今後先を見据えた中で検討すべきだと思いますが、その辺に対しては、どのように考えられますか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）こちらの方は町長の答弁のところにも、最初にありましたけれども、いろいろ今後検討していくことの中で、例えば今議員おっしゃったように、いろんな地域で65歳以上の方に半額提示というようなそういう支援、そういうようなものをしていくということになった場合、うちの町の場合は、ニキバス、JR、中央バス、それに地元のタクシーということで非常にいろいろな交通手段がまだございます。そういう交通手段のうちのどれか一つ、二つに対しての何か補助券を出すとかというような動きになると、やはり他の交通機関の方の営業に対してもちょっと影響が出るのかなという部分もありますので、全体を通した中でどういうような形で今後やっていけば、各それぞれの交通機関に対してうまく持ていけるのかとかというのを検討してからということで慎重にその辺は考えていきたいと思っているところでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）いろんなルートの中でつながっていくということで、JRまた他のバスに繋がるということで、自分が考える中では、ニキバスだけに対しての65歳以上の方々に対して支援という形がとれないのか、また、免許を返納された方に対しても、ニキバスに対しての優遇措置がとれないのかという状況の中でお話をさせてもらっている点についてどうなのかという感じがしています。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）先ほどもお話ししたとおりですね、例えばニキバスのルートの中にも当然中央バスさんもあります。更に、そのルートから多少はずれるかもしれないですけれども、町内のタクシー業者さんというところも実際に運行している、そういうところでニキバスだけ、例えば回数券ですとか半額券そういうものを返納者の方に配布するとなると皆さんもそちらばかり使うようになって、それで本来元々ある既存の路線バスですかハイヤーそういうようなものが、なかなか使われなくなってきて民業圧迫というところも出てくるのかというのを、ちょっとこちらでは心配していたところでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町としてはいろんな交通機関にも配慮をしていかなければならぬというのはわかる

んですが、自分としては、町民のためには、少しでもそういう優遇措置がとれればという感じもいたします。

現在、免許証を持っていない65歳以上の方が何名ほどおられるのか、また、通院介助サービスを利用されていない方が、本町には何名ほどおられるのか、ちょっと数字的なものなので、わかればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問ですけれども、昨年の12月末現在で町内の65歳以上の方が1324名いらっしゃいます。免許をお持ちだった方が634人その時点でいらっしゃいます。ですから持っていない方は、その差引で690名というふうにこちらでは押さえているところでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）ありがとうございます。

約690名ほどの方が65歳以上の方で免許を持っていないということですので、その辺に対しても今後のいろんな形の中で検討をしていただければという感じもしています。

4点目に移らせていただきますけれども、小樽市や札幌市まで通院されている方の支援についてですが、町予約制バスと公共交通機関を利用できる配慮もされていますが、身体介護を必要とされている方は、小樽市まで通院介助をされていますが、支援をされていない方で、なかなか余市町の病院では診察できない専門外の部分もありますが、高齢によってなかなか乗継が難儀する方の対応としてどのように考えるのか、その辺の考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問ですけれども、今、議員おっしゃったとおり、余市町ですとかそういうところで診察を受けられない、そういった病気というか、そういうものを持ちの方は小樽市ですとか札幌市とかに行かれているということで、現段階でそういう方がどれぐらいいるかというのはちょっとこちらでは把握してないので、そういうところもですね、今後把握した中で、どういうような形が取れるのか町の方で先ほどの協議会なり、また別の部分で検討していくかなければいけないのかというふうに思った次第でございます。特には今のところはありません。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）ニキバスだけではなかなか対応できないという状況も発生しているわけですけれども、通院介助を受けられている方は小樽市の市立・協会病院まで送迎してもらえる状況ですけれども、なかなかその通院介助までいかないという方がやはりいるんですよ。そういう人たちちは本当にどの程度いるのかを考えると、そんなにもいよいよな感じもしますけれども、やはり1人のためにそれをやるのかと言っても、1人のためにできなければ、10人のこともできないという感じもありますので、その辺のデマンドタクシーとかそういう形の取組を考えていけないのかどうか、その辺に対してお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）現段階では、その部分については考えておりませんでした。

ですけれども、今後においては考えていかなければならない部分なのかというふうにも思いますので、いろんな場面でですね、調査などをていきたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今の段階で、小樽市や札幌市まで通院している方に対する支援というのは取っておりませんけれども、JR駅付近、又は少なくとも余市町の病院までの対応というのはニキバスで補完している部分ではありますし、今後はニキバスだけでは支援が行き届かない方々に対しては、今後検討しなければならないというふうには認識しております。ただ、先ほど野崎議員おっしゃったようなデマンドバスとか、また、それに替わる公共交通手段というのを町として整備していくとなるとですね、ニキバスだけでも1000万円近くの経費がかかっているわけで、デマンドバスなどもするとなると人件費なり、維持費なりと何千万円とかかってくるわけです。それだけの財政的な状況を見たときに、そこまで果たしてできるのかという部分は野崎議員のイメージしているものには我々そぐわないかもしれませんけれども、今後はですね、そういった部分ではなるべく要望に応えられるような、ただ、応えられない部分はどうしても線を引かなければなりませんけれども、そういった部分で町としても鋭意努力してまいりたいとそのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町長にもその辺お伺いしようと思ったのですが、先に説明していただきました。

本当に交通弱者がどの程度いるのか、人数的に先ほども言いましたけれども、本当に難儀している人は少ないと私は思います。しかし、社協の対応とうまくマッチすることができないのかという、その何人かを救ってあげることができないのかという、自分としての考え方、支援に当てははまらないけれども、本当に乗り継いでいくということが大変だという方に対して、そういう社協とうまく連携をとった形の中で、そういう送迎ができないのかと思います。趣旨が違うのかなという感じもしますけれども、その辺をミックスしたような感じの中で、考えていいのかという感じもしますけれど、ちょっと中身的には違うかもしれませんけれども、その辺に対して町長どう考えられますか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）繰り返しになりますけれども、様々な手段として選択肢はあるというふうに思います。その手段の中で、できるものとできないものというものはあるというふうに思いますので、できる範囲内で、今後どういったことが可能なのかということですね、公共交通協議会含めて、皆さんと意見を交わして、より良い公共交通形態をですね、構築してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）これで私の質問を終わらせていただきますけれども、いろんな形の中で皆さん方から意見をいただきて、少しでも利用者の負担を解消できるような交通手段というものを今後取り組んでいっていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時50分

---

再 開 午前11時10分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第2『一般質問』を続けます。

一般質問、『予防・健康づくりの促進について』、『災害発生時における避難所運営について』以上2件について住吉議員の発言を許します。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）予防・健康づくりの促進について。

高齢化の進展や医療の高度化により、医療費は年々増加しています。国民健康保険制度を将来にわたって安定的に運営するためには、町民の主体的な健康づくりを支援し、健康意識の高揚を図り、増大する医療費の抑制と健康寿命の延伸に取り組むことが重要と考えます。平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、特定健診受診率の向上や、糖尿病等の重症化予防、後発医薬品の使用促進、個人へのインセンティブ提供の実施など、医療費適正化等に係る都道府県や市町村国保の取組を評価・支援するため「保険者努力支援制度」が創設されました。保険者努力支援制度の中には、保健事業実施計画（以下「データヘルス計画」という。）を策定し取り組む項目もあり、本町でも平成27年度に同計画を策定し、現在は、平成30年度から平成35年度までを計画期間とした第2期目の計画に基づき、取組を実施しているところであります。また、個人へのインセンティブの提供についても、取り組むべき指標として挙げられています。インセンティブとは、「やる気を起こさせるための刺激」という意味で使われており、健康意識が高くない健康無関心層への働きかけや健康づくりに参加するきっかけづくりとして、健康ポイント制度を導入する自治体が広がっています。自らの健康状態を正しく理解し、自主的に健康増進や疾病予防に取り組むことで、健康寿命の延伸や生活習慣病の発症と重症化に対する予防などにつながることから、これらの取組を推進していくことが重要と考えますが、以下の点についてお聞きします。1. 保険者努力支援制度による平成28年度及び平成29年度の国からの交付額は。2. 特定検診の受診率や特定保健指導の実施率向上に向けた取組は。3. 糖尿病等の重症化予防の取組と効果は。4. 健康・医療情報を活用してデータヘルス計画を策定しているが、これまでの実施状況を踏まえた現状と課題及び今後の取組は。5. 町民の健康づくり推進のために、健康ポイント制度を導入する考えは。以上5点について、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）住吉議員からの、予防・健康づくりの促進についてのご質問にお答えいたします。

1点目の「保険者努力支援制度による平成28年度及び平成29年度の国からの交付額」についてでありますが、交付金は保険者である後志広域連合へ特別調整交付金のその他特別事情分として交付され、後志広域連合で按分計算し、各町村の分賦金に反映されております。平成28年度は、後志広域連合全体で604万9000円が交付され、仁木町分は38万5000円で、蘭越町に次いで5番目に多い交付額であります。平成29年度は、後志広域連合全体で1085万3000円が交付され、仁木町分は100万7000円で、俱知安町に次ぐ2番目に多い額が交付されており、その要因の一つとして国保税収納率が高いことによるものと分析しております。

2点目の「特定健診の受診率や特定保健指導の実施率向上に向けた取組」について申し上げます。40歳から74歳の国保加入者への受診勧奨チラシの送付や電話等による受診勧奨、併せて特定保健指導対象者に対する保健師及び栄養士による訪問及び来所による指導の実施により一定の成果があったものと考えておりますが、今後の目標達成に向け現在の取組を強化してまいります。

3点目の「糖尿病等の重症化予防の取組と効果」につきましては、本年度からの新たな取組として、北後志5か町村統一の糖尿病性腎症重症化予防プログラムを作成し、余市医師会との連携を強化することとしております。実際の運用は平成31年度からとなります。糖尿病等の重症化予防に効果があるものと期待しているところであります。

4点目の「健康・医療情報を活用してデータヘルス計画を策定しているが、これまでの実施状況を踏ま

えた現状と課題及び今後の取組」についてであります、現状と課題につきましては、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率が低く、医療費増大の一因となっております。このことから、今後の取組といたしましては、特定健診受診率と特定保健指導の実施率を上げ、予防対策をさらに充実させることが重要と考え、効果的と言われている電話等による受診勧奨を継続受診者のみならず未受診者に対しても強化し、併せて特定保健指導対象者に対する保健師及び栄養士による訪問指導も強化してまいります。

5点目の「町民の健康づくり推進のために、健康ポイント制度を導入する考え」につきましては、健康ポイント制度とは、住民の健康づくり推進のためにインセンティブを提供する制度で、参加する住民が健康づくりのために運動をしたり、健診を受けたりすることでポイントがもらえるという仕組みで、導入する自治体は増加傾向にあり、健康無関心層の行動変容を促し、健康づくりへの誘導が図られるなどの成果が報告されており、有効な手段の一つと考えております。このことから、特定健診受診率が全道平均を下回り、受診率向上が課題となっている本町においても、導入を検討すべきものと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）今のご答弁の中から何点か質問させていただきます。

1点目の保険者努力支援制度につきましては、平成30年度からの本格実施に向け、平成28年度から前倒し実施されており、本町の保険者としての様々な取組の中でも、国保税の収納率が高いことが評価されて、平成28年度は38万5000円、平成29年度では100万7000円の交付を受けたことを確認させていただきました。本町でこの交付金をどのように活用されているかについてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）交付金の活用方法につきましては本町の場合は、後志広域連合が保険者となりますので、広域連合に一括交付された後、各町村の点数に応じて配分され、分賦金に反映されておりますので、後志広域連合負担金の中で交付金相当分が減額されており、町の国保財政として負担軽減が図られているというものです。ですから、今後も保険者努力支援制度の交付金を増やしていくよう取組を強化してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）負担金軽減をされているということで、さらなる努力をしていかなければならぬということがわかりました。平成30年度から国において予算が拡大され、評価指標も追加・変更されているかと思いますけれども、その点についてお聞きいたします。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）議員おっしゃるとおり指標は変わってございます。配点項目は全部で18項目ございますけれども、加点の大きな項目としましては、糖尿病等の重症化予防の取組が平成28年度の40点から100点に、それから収納率向上に関する取組が平成28年度の40点から100点に、それから個人へのインセンティブ提供が平成28年度の20点から70点にという形で変更となってございます。配点合計につきましても平成28年度に対しまして、平成30年度は約2.9倍となっている状況でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）それらについていろいろと施策を講じてやっていかなければならないということがわかりました。

2点目の特定健診の受診率と特定保健指導の実施率ですけれども、今後の目標達成に向け、現在の取組を強化していくとのご答弁がありました。平成28年度、平成29年度の目標と受診率及び実施率、今後の目標についてお尋ねいたします。

○議長（横関一雄） 岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹） 第1期データヘルス計画における平成28年度の特定健診の目標受診率は50%でしたが実績は22.6%、特定保健指導につきましては目標実施率50%に対し実績は16.1%でございました。平成29年度につきましては、特定健診の目標受診率60%に対し実績は21.9%、特定保健指導につきましては目標実施率60%に対し実績は27.3%でございました。今後の目標といたしましては、平成35年度特定健診の目標受診率及び特定保健指導の目標実施率それぞれ60%を設定しているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄） 住吉議員。

○3番（住吉英子） わかりました。

3点目のご答弁で、平成31年度から新たな取組として、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを作成し、とありますけれども、どのような内容かお知らせください。

○議長（横関一雄） 岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹） はじめに背景といたしましては、国の「健康日本21」におきまして、糖尿病性腎症重症化予防の取組を推進しており、平成28年4月には糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し、予防の取組の全国展開を国は目指してございます。これを踏まえまして、北後志5町村においても余市医師会との連携を強めることで、住民へのより適切で効果的な支援が可能になるものと考え、北後志5町村で統一の重症化予防プログラムを策定したところでございます。重症化予防プログラムの目的といたしましては、1点目として、糖尿病が強く疑われる方や治療中断者を治療に結びつけること。2点目としまして、医療・保健の連携による一貫した取組により糖尿病性腎症重症化による人工透析への移行を防止するという2点でございます。

具体的な取組み方といたしましては、糖尿病連携手帳を活用し医療機関と行政相互に情報共有を図ることにより、かかりつけ医の治療方針に沿った支援を行うという取組でございます。なお、糖尿病連携手帳は市町村が入手する場合は1冊当たり75円プラス消費税がかかりますが、医療機関に入手していただく場合は無料となっておりますので、手帳の入手も医療機関にお願いしております。説明が長くなりましたが、端的に申し上げますと、本人と医療機関と行政とで情報共有、共通認識を持って、医療機関と行政が一体となって対象者を支えるという仕組みというものですございます。以上でございます。

○議長（横関一雄） 住吉議員。

○3番（住吉英子） 本町で透析をされている方の人数というのは押さえていますでしょうか。

○議長（横関一雄） 岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹） 申し訳ございません。

透析をされている人数につきましては、ちょっと把握してございませんけれども、平成28年度の特定健診受診者177名中、糖尿病の方が20名、11.3%おられたことから、本町の糖尿病患者は多いものというふうに担当としては判断しているところでございます。

○議長（横関一雄） 住吉議員。

○3番（住吉英子）わかりました。

4点目ですけれども、平成25年6月に閣議決定されました日本再興戦略の重要施策、国民の健康長寿の延伸の実現のための予防、健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、このデータヘルス計画の策定が盛り込まれました。厚生労働省は、平成26年3月に保健事業指針の一部を改正し、これに基づき、すべての健保組合は健康医療情報（健診レセプトデータ）を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、データヘルス計画を策定し、実施されることとなりました。生活習慣予防や介護予防により、健康寿命の延伸を図ることが重要なことであると考えますが、本町における平均寿命と健康寿命をお聞かせください。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）平成28年度のデータでございますけれども、本町の男性の平均寿命は79.9歳、健康寿命は65.1歳、女性の平均寿命は86.0歳、健康寿命は66.7歳となっており、男性の平均寿命は、北海道や国と比較して長くなっていますが、女性についてはわずかですが短くなっています。また、健康寿命では、男女とも北海道よりも長くなっていますが、国より短くなっているという状況でございました。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）健康寿命、自分のことが自分でできる。健康に生活できるということは誰もが望むところでありますけれども、このように平均寿命と健康寿命にこのような差があります。この差を縮めるために、本町としてはどのような対策をとられているのかお聞かせください。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）やはり伸ばすための方策といたしましては、特定健診やがん検診の受診率を上げていって疾病の早期発見、早期治療に繋げることが、第1番大事になってくるものというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）予防に関しましてもそれぞれの課で、健康づくり施策をされているかと思います。連携をしながら、健康寿命の延伸の取り決めを推進していただきたいと思います。

次に、本町のデータヘルス計画策定の際、1冊目をいただいたときに中を見ましたらK D Bシステムという文字が目に入ってきたんですけども、これは国保データベースというシステムということで理解したんですけども、これを本町は活用されているのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）このK D Bシステムを利用してデータヘルス計画も策定しているというものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）本町では、国保データベースシステムをいつ頃から活用されているのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）このK D Bシステムというのは、平成25年10月に稼働が開始されているというものでございまして、本町におきましては平成26年度から使用しているということでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）この国保データベースシステムを本町でも活用しまして、本町の現状や健康課題も明らかになってきたのではないかと思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）課題というものは見えてきてございます。

本町につきましては、1人当たりの医療費が高く、外来受診にかかる医療費は少ないという傾向にあることから、重症化してから治療・入院になっているケースが多いというふうに思われます。ですから重症化する前に受診するよう、その辺の意識改革も今後、重要になってくるものというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）本町の病気で一番罹っているものにつきまして、把握されていますでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）医療費の割合から判断いたしますと、平成25・26年度は、統合失調症、高血圧に次いで、糖尿病患者という順番でございます。平成27・28年度は、統合失調症に次いで2番目が糖尿病患者という結果になってございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）国保データベースシステムを活用することによりまして、住民の健康づくりにどのように生かされているのかについてお聞きします。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）KDBシステムの利点でございますけれども、保険者において、データを分析することにより、地域の状況把握、重点課題の抽出を行い、次の課題解決に向けた計画の見直しが可能となるというものでございますので、次期計画に向けてのデータを分析して利用するという形になるものというふうに思ってございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）先ほど30年から35年までの計画期間ということでありましたけれども、やはりこのシステムを使って年々いろいろな情報が集積されるかと思うんですけども、この間に、またそういうデータを集積したものというのは策定して公表することになるんでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）途中経過での報告ということについては、現在考えてございません。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）では、特定健診、特定保健指導におきまして、このレセプト（診療報酬明細書）の電子化、また、健診データの電子的標準化が実現していますけれども、全国どこでも、特定健診を受けられるのでしょうか。それについてお聞きします。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）全国どこでも特定健診は受けられるという理解でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）そちら、全国で受けたものがすべて、本町の方にデータとして蓄積されていくということでおよしいんですね。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）議員お見込みのとおりでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）次に、5点目の健康ポイント導入について、お聞きいたします。

本町の高齢化率は40%となっており、それに伴い介護保険で要介護認定を受ける高齢者も増加しているかと思います。いつまでも自分らしく充実した日々を送るために、健康を維持すること、そして健康寿命を延ばすことが重要であります。町民をいかに健康づくりに誘引するかが大事なことと考えます。東京都健康寿命医療センター研究所によると、病気予防の目安として、1日平均2000歩で寝たきり予防、1日平均5000歩で介護予防、認知症・心疾患・脳卒中の予防、1日8000歩で動脈硬化・骨粗しょう症・ロコモティブシンドローム・糖尿病の予防が期待されているそうであります。本町で昨年5月に議会活性化特別委員会の研修視察で豊浦町議会を訪問させていただいた際に、豊浦町行政連携ポイント付与事業を平成30年4月より実施されておりました。豊浦町地域内の消費活動を循環させること目的としたIC型ポイントカードで、豊浦町の健康増進や納税、出生・米寿・転入者へのお祝い、各種イベント参加等でポイントが進展され、幅広い町民の皆さまが対象となる内容となっており、様々な種類のポイント付与を考えておりました。この健康ポイント制度は有効な手段の一つとして、ご答弁の中でも認識いただいておりますけれども、受診率向上が課題となっている本町において、導入を検討すべきものと考えておりますが、何か対案はあるのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）特定健診のデータ受領というものを、本年度から実施し始めたところでございまして、これにより受診率の向上を目指してございます。特定健診のデータ受領と申しますのは、普段通院している医療機関で気軽に健診することで、特定健診を受診したとみなせるものであり、平成30年9月に、後志広域連合と余市医師会とでデータ受領に係る委託契約を結んでございます。普段通院している方は血圧や血液検査はおおむね実施済みであり、身体測定と尿検査を実施すれば、特定健診の検査項目をクリアいたします。町で実施している短期人間ドックや健康診査を受診しない国保加入者の多くが、「普段定期的に通院しているから町の健診は受診しない」という理由の方がかなりいらっしゃいます。それではその医療機関のデータをいただくことで、特定健診を受診したとみなせられることから、受診率の向上が可能と判断し、本年度から後志広域連合と協力して進めているというものでございます。ちなみに本年度のデータ受領は8名程度の結果に終わりますが、受診率としては1pt程度の増ということになります。次年度は対象医療機関を増やし、更なる受診率の向上を目指したいと考えておりますので、今後、1~2年は通常の受診勧奨に合わせて、このデータ受領を新たな対策として実施し、結果を検証したいというように考えてございます。健康ポイント制度の良さも十分承知しておりますけれども、現時点ではデータ受領の方から始めたいというふうに考えてございますので、ご理解願いたいというふうに存じます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）今、「余市医師会との部分で」と仰っておりましたが、対象医療機関を増やしていくというお話でしたけれども、本町から小樽市または札幌市へ通院されている方も多いと思いますけれども、そういうふうに拡大していただきますと、また、受診率も上がってくるかと推測されますけれども、そういう小樽市、札幌市等の医師会との連絡というのは難しいものがあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）現在、余市医師会の12の医療機関で協力をいただいてございますけれども、まだ仁木町の医療機関、それから余市町で仁木町民に人気のある医療機関というところがその対象から外れてございますので、まずは、その辺を含めまして、余市医師会の医療機関を今は拡大するということを考えてございます。それから将来的にですね、小樽・札幌の医師会の方まで拡大するかということにつきましては、現時点ではかなり難しいものというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）わかりました。

健康ポイントは、町民の健康づくりのための運動や健康診断の実施に対してポイントを付与し、付与を設けていることで、健康づくりにお得に楽しく無理せず取り組んでもらう仕組みでございます。健康づくりに関心の低い健康無関心層への働きかけ、健康づくりに参加するきっかけづくりとしても有効であると思いますけれども、その点についてもう一度お願ひいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議員おっしゃるとおりですね、健康づくりに無関心な方や、又は生活改善を促す仕掛けの一つとして健康ポイント制度や、又は健康マイレージ制度というものがございますけれども、それも効果としては有効であるというふうに捉えておりますので、先ほど岩佐課長の方から答弁したようにですね、まずはデータ受領をベースとして、今後調査・研究をして取組を進めてまいりたいと思っておりますし、今後も受診率を上げるということはもちろん大事なことなんですけれども、数字だけに捉われずに、まずは皆さんに受けてもらう、そして健康状態を維持するという仕組みづくりを町としては取り組まなければならぬというふうに認識しておりますので、そういうたきっかけづくりというのはですね、今後とも町として行ってまいりたい、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）町民一人ひとりが自らの健康は自らが作るという意識をもって、年齢や健康状態に応じて具体的な行動として第一歩を踏み出すきっかけが重要であるかと思います。個人が無理なく健康づくりを行える環境づくり、共に取組を進めることができる新たなコミュニティーの構築なども合わせて進めていくことが必要と考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）おっしゃるとおり総体的に何をもって健康づくりを行うことができるのかという部分では、そういうたった先ほどの答弁の中にもありましたとおり、仕組みづくりもそうですけれども、環境づくりもあるというふうに思います。今後、高齢者の方々が生きがいや又は喜びを感じてもらえるような、そんな場というのもですね、当然必要になってくるというふうに捉えておりますので、高齢者の方々がいきいきと安心して暮らせるまちづくりに向けてですね、今後も町としてそういう環境づくりに向けて取り組んでいかなければならないというふうに強く思っているところでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）ご答弁ありがとうございます。

町民の方が積極的に継続して取り組める予防健康づくりの推進を要望いたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時45分

---

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第2『一般質問』を続けます。

一般質問、『災害発生時における避難所運営について』以上1件について、住吉議員の発言を許します。

3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）災害発生時における避難所運営について。

近年、地震や台風、異常気象による大雨災害などにより、全国各地で大規模災害が発生し、避難所生活を余儀なくされている方も少なくありません。内閣府が作成した避難所運営ガイドラインには、「避難所を立ち上げるためには、避難所運営のためのマニュアルや書式等を事前に準備しておき、関係者で共有し、訓練等でその実効性を検証しておく必要があります」とされており、また、避難所の良好な生活環境の確保に向けた取組指針（以下「指針」という。）においても、「市町村の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるよう分かりやすい手引の整備が必要である」とされていることから、大規模災害が多発している昨今において、誰にでも分かりやすい避難所運営マニュアルの作成は重要であると考えます。さらに、各地方自治体では、地域の防災力を高める人材の育成を積極的に取り組んでおり、指針でも、平常時における対応として「担当職員に対し、実践的な研修や訓練を行っておくこと」、「避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修を実施すること」とされています。東日本大震災や熊本地震においては、女性リーダーがいる避難所は配慮ある環境が素早く整えられ、女性だけでなく子どもや高齢者等のニーズも活かされやすかったとの事例が報告されています。日頃から、地域防災の取組へ主体的に参加し、いざ災害が発生した時には、その力を発揮できるような女性防災リーダーの育成に取り組む必要があると考えます。そこで、以下の点についてお聞きします。1. 避難所運営マニュアルの作成状況について。2. 避難所の運営責任予定者の研修や運営訓練の実施に係る今後の計画について。3. 女性の視点を踏まえた避難所の運営に対する見解は。4. 女性防災リーダーの育成についての考えは。5. 災害対応型自動販売機については、平成24年第3回定例会において質問した際に「避難所への導入を推進していく」と回答されていましたが、その後の設置状況は。以上5点について、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）災害発生時における避難所運営についての質問にお答えいたします。

1点目の「避難所運営マニュアルの作成状況について」であります。避難所運営マニュアルについては、平成28年11月に初版を作成し、その後、平成29年5月に一部修正を行っております。町内の指定避難所20か所に配備しており、町の職員につきましては、地域防災訓練を通じて避難所運営マニュアルを参照し、避難所の運営管理手順を確認している状況であります。

2点目の「避難所の運営責任予定者の研修や運営訓練の実施に係る今後の計画について」について申し上げます。避難所運営マニュアルでは、避難所の運営に当たって、避難所運営委員会を設置した上で運営責任者を配置し、避難所生活を送る住民が主体となって行うことが望ましく、避難所運営委員会の会長は町内会や自主防災組織の役員が適任であると記載しております。このことから、日頃から住民の皆さんに避難所の運営に対する理解を深めていただくことが重要であると認識しております。このため、定期的に実施している地域防災訓練や避難所運営図上訓練等を通じて、避難所の運営に関する知識の普及を図ってまいります。

3点目の「女性の視点を踏まえた避難所の運営に対する見解」につきましては、仁木町地域防災計画では、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点からそのニーズに配慮することとし、特に女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めることと定めており、女性の視点を取り入れた防災対策を推進することが重要なものと考えております。このため町では、生理用品、乳幼児用紙おむつ、ほ乳瓶、パーテーションなど、女性や子育て家庭の避難所生活に配慮した備蓄の整備を進めているほか、避難所の運営につきましても、女性専用の更衣室や授乳室を設置するなど、女性の視点を取り入れた避難所の運営が図られるよう努めてまいります。

4点目の「女性防災リーダーの育成についての考え方」につきましては、仁木町地域防災計画では、防災組織の住民組織等の活用の中で、町内会や女性団体等の住民組織に協力を要請するものと定めており、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営をする上で、女性をはじめ広範な町民の皆さんからの協力は欠かせないものと考えております。町としましては、実践的な地域防災訓練を実施し、知識の普及と地域防災力の醸成を図り、各地域において女性を始め広範な町民の皆さんのが防災活動を担えるよう努めてまいりたいと考えております。

5点目の「災害対応型自動販売機の設置状況」につきましては、飲料メーカー2社と「災害対応型自動販売機による協同事業に関する協定」を締結しており、町内7か所に9台の災害対応型自動販売機を設置しております。指定避難所につきましては、5か所に災害対応型自動販売機を設置しており、町民センターに3台、農村公園フルーツパークにきに1台、観光管理センターに1台、山村開発センターに1台、いきいき88に1台の災害対応型自動販売機を設置している状況であります。指定避難所以外の災害対応型自動販売機の設置状況としましては、大江1丁目きのこ王国、大江3丁目観光農園紅果園にそれぞれ1台設置している状況であり、ネットワーク技術を活用した遠隔操作によって、自動販売機上部の電光掲示板に災害情報等のお知らせを表示しているほか、災害時には飲料水を無償提供することが可能となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）質問に入る前に、本日3月11日は東日本大震災から8年目を迎えました。どれほどの歳月が経ったとしても、大切な人、愛するふるさとを失った心の傷が消えることはないでしょう。奪われた1万5000人を超える尊い命、犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を捧げますとともに、被災された皆さんに改めて心からお見舞い申し上げます。1日も早い復興を願っております。

それでは、災害発生時における避難所運営について質問させていただきます。

1点目、避難所運営マニュアルは、平成28年11月に作成され、平成29年5月に一部修正されていることを確認させていただきました。今後、大災害が発生した際、町の避難所関係職員も被災することも考えて

おかなければならぬかと思います。災害発生時に誰でも避難所を立ち上げ運営ができるような体制というのは大事であると考えます。本町作成の避難所運営マニュアルの内容についてお聞かせください。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問にお答えします。

避難所運営マニュアル、仁木町のマニュアルの中には避難所の作業、そういうものの手順ですか、そういうものが載せられております。平時からの準備に対する内容、また災害発生時の円滑な避難所の開設、受援体制の整備、より良好な避難生活のためのルールづくり、避難者・住民が主体となった避難所運営をするための内容ということで大きく5つのポイントに沿ってですね、内容を整理したものでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）わかりました。

本町で、自主防災組織がありますけれども、10町内会と大江連合町内会の11団体が設置されていると思いますけれども、各責任者の方にこのマニュアルは配布されているのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）実際にはこのマニュアル自体はですね、各避難所には設置はしたんですけども、自主防災組織の代表の方の手には行っていないというところでございます。今後、そういうところにもお渡ししていきたいと思います。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）このマニュアルが各町内会ですか、そういう自主防災の責任者の方の手元にあるということは訓練の際に、非常に参考になるかと思いますので、今後、配布していただければと思います。

これはインターネットの中では公開はされていないんですか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）今の段階ではされていません。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）それでは、やはり町の方で作成して配布していただくという形になるかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

2点目のご答弁で避難所運営委員会の運営責任者に対しても平時から研修訓練を行われていることが重要ではないかと考えますが、どのような取組をされているのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）現段階で、避難所の運営責任予定者、また責任者になられるだろう適任な町内会の会長さんですか自主防災組織の役員さん、そういう方たち向けということでの訓練・勉強会というのはやっておりません。町内で毎年行っている地域防災訓練の中にですね、参加していただいて、それでやっていければというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）本町で行われている防災訓練にそういう地域の責任者等の方が皆さん参加できるということでもないかと思うんです。ですから、そういう責任者の方を集めて、やはり平時からのそういう研修ですか訓練ですかというのは非常に大事なものになるかと思いますので、今後取り組んでいただければと思います。

次に、定期的に実施している地域防災訓練や避難所運営図上訓練等を通じて、避難所運営に関する知識の普及を図っていくとのことであります、3.11の東日本大震災以降の地域防災訓練の実施状況と避難所運営図上訓練の内容と今後の取組について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄） 嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫） 只今のご質問ですけれども、申し訳ございません。3.11以降すべてというのはちょっと手元に資料がございませんで、平成26年度以降の部分で紹介させていただきます。

地域防災訓練としては、平成26年には銀山生活改善センター、また、尾根内会館・長沢会館の避難所ですね、地域の方、役場の職員、また自衛隊の方々、そういう方に協力を得ながらですね、台風・大雨・土砂災害を想定した避難訓練をやってございます。平成27年度につきましても銀山地区で、暴風雪に関する避難訓練を銀山の生活改善センターを中心に行なったところでございます。平成28年度こちらもまた銀山なんですけれども、避難所の運営の図上訓練、今年度もやったんですけれども、同じような形で銀山の住民の方を対象にやってございます。平成29年度は大江のコミュニティーセンターで土砂災害を想定した訓練を実施しております。本年30年度、住吉議員にもご参加いただきましたけれども、仁木町民センターで避難所運営の図上訓練を行なったというところでございます。

○議長（横関一雄） 住吉議員。

○3番（住吉英子） 今、お聞きしますと銀山方面の方の訓練はいろいろな災害を想定されてやっておられます、こちらの本町の部分では少し足りない部分があるのかなと思います。その点については、銀山を中心にというのは何か理由があるんでしょうか。

○議長（横関一雄） 嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫） 特に理由というほどではないんですけども、やはりいろいろな福祉施設ですか、そういうものも多いという部分と、本町こちら側であれば役場、並びに町民センターなどで役場職員も非常に多くいるということで、やはりなかなかそこまでの対応はしづらいところからやってくというような感じでやっていたということでございます。

○議長（横関一雄） 住吉議員。

○3番（住吉英子） わかりました。

先ほどもありました、2月に開催された避難所運営図上訓練のHUGに参加させていただきました。北海道版の「D oはぐ」というもので、後志振興局の方の説明を受け、真冬の地震災害を想定した避難所運営を模擬体験する訓練で、グループワークで行っていました。避難者に見立てたカードを避難所の図面にどれだけ適切に配置できるか、避難所で起こる様々な出来事にどう対処していくか、参加者がその対応について話し合い解決策を考えていき避難所の課題解決をしていく等、避難所生活や避難所運営を自分事として捉えることができる模擬体験となりまして、私は非常に有効なものだと感じingおりました。

この「D oはぐ」を活用した図上訓練を各町内会でも開催し、より多くの方に参加していただいて、避難所運営に対する課題や問題点を自分事として捉えていただき、防災意識の啓発を図ることも大事なことと考えますが、今後の取組についてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄） 嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫） 只今住吉議員の方からも、ご意見をいただいたとおりですね、この「D oはぐ（避難所運営ゲーム）」という形での訓練なんですが、これは非常に有効かなというふうに私どもも思

っていますので、今後においてもまた機会を見つけてですね、それぞれの地域でできればというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）やはり小さい町内会単位、そういうところで実際やはり平時からそういうものを想定して自分がどう動いたら良いのか、どうしたら良いのかということも、この訓練の中で考えておくことも必要だと思いますし、また、子どもたちもそのような訓練をすることで、防災意識も高まっていくのではないかと考えますので、有効に活用していければと思いますけれども、このゲーム自体というのは本町に配布されているんでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）ちょっとまったく同じものかどうかはわからないですけれども、同じような形のものはございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）前回参加した皆さんと話し合った中で、これは北海道版の「D o はぐ」ですけれども、やはり本町に合った内容のカードですとか、そういうものがあると、より身近に本町の課題ですとか、そういうのが分かって、そういうものがあると良いねという意見も話しながら、前回やらせていただきました。もし、そういうものを作れるとしたら、本町に合ったものも、あればなお訓練としては良いのかなと思いますので、そういうところもちょっと取り組んでいただければと思います。

3点目ですけれども、政府は大規模災害に備えて自治体が作成する防災復興計画に女性の視点を反映させるための男女共同参画の視点からの防災復興の観点、取組指針を公表しております。それとともに地方防災会議における女性委員の割合を高めていくことについても提案されております。本町における防災会議の委員構成と女性委員の登用についての考え方について伺います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）申し訳ありません。

防災会議委員の名簿をですね、今持ち合わせてございません。後段の女性の委員というような方々という部分では、先ほど住吉議員おっしゃっていたようにですね、国の方の男女参画の部分ですとか、また、国の方の避難所運営のガイドラインというものにもいろいろ謳われているということと、あと私どもとしても北海道に地域防災マスターという制度もございます。そういうところに仁木町の方で女性の方にもぜひ参加していただいて、いろいろ勉強してもらえばというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）本町では、まだ、その防災マスターという方はいらっしゃらないということですか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）本町では、男性の方の登録は7名、実際に仁木町におられる方としては6名いらっしゃいます。残念ながら女性の方は1人もおりません。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）女性の視点を生かしていくということは女性だけでなく、子どもや高齢者、また、生活者の視点を生かしていくことあります。地域の防災力向上のためには重要であると思いますので、その点にも力を入れていただければと思います。

4点目の女性防災リーダーの育成について、先日新聞の掲載記事に徳島県の例が載っておりました。地震での死者ゼロを目標に地域の防災活動をリードする人材の育成に積極的に取り組んでおられます。2005年から徳島大学と連携し、地域防災推進委員養成講座を開催、長期講座と短期講座の2種類を実施し、耐震診断と補強、又は避難所運営と仮設住宅の暮らし、ハザードマップの活用といった講座を開いておりました。同研修の修了者は、平成31年2月22日現在で1899人に上り、このうち約4人に1人は女性であったそうです。修了者は地域で防災訓練の企画運営や避難所での備蓄品の検討及び提供の呼びかけなどを行っているとのことであります。本町におきましても、地域の防災について積極的に行動できる女性リーダーを育成していくことが大事であると思いますが、そのための講座を実施したり、なぜ災害時に女性の視点が必要なのか等、講師の方に講演ですとかワークショップで学んでいくというようなことを取り入れて行ってはどうかと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）現段階では女性防災リーダー育成に特化した事業構築というのは考えてきませんでしたけれども、今後町の防災計画を進めていく中で、女性に限らず町民全般的にこういった防災意識向上するための機会というのは当然増やしていくかなければならないと思っていますし、女性の視点を生かした防災のそういう機会もですね、今後、町としても考慮していかなければならぬというふうに思いますので、そういう部分で、全般的に防災意識向上に向けてですね、今後町としても取り組まなければならないというふうに今認識しているところでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）ぜひ、検討していただいて、前に進めていただければと思います。

5点目なんですかとも、以前にも一般質問しておりました災害対応型自動販売機の設置状況について、平成24年9月時点では災害情報等のメッセージを表示できる災害対応型自動販売機が3台ありました。そのうち災害時に飲料水を無償で提供することができるのは1台のみでした。現在、町内7か所に9台設置されているとのことで、非常に推進していただいたと確認をしたところでございます。町内の指定避難所は20か所配備されており、災害対応型自動販売機が設置されているのは、7か所ということありました。今後、大江・然別・銀山地区等へも必要かと思いますけれども、設置について検討されているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）今までに提携を結ばせていただいた2社のところとですね、7か所に入れていたいというところなんですが、その他のところも我々としてはやはりできるだけ多くのところに入れていきたいというような思いはあるんですけども、業者さんの方としましても、設置にあたっては町の要望を可能な限り聞き入れているけれども、自販機の利用状況をやはり勘案した中でないとなかなか設置できないと、そういうお話を聞いています。今後、なるべく入れてもらえるように働きかけはしていきたいと思います。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）あと、それに付随しまして、災害用備蓄物資なんですけれども、各指定避難所に配置されているのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）本町の備蓄計画に沿ってですね、順次進めているところでございます。備蓄するのが、すべてのところに備蓄物資を置いていくというよりは、ある程度の場所にですね、固めた形で置いてくような形になっています。例えば、役場であれば裏に災害の備蓄倉庫がございます。そこで、役場の分、町民センターそれに山村開発センターそれらの近くの避難所の分はすべてそちらの方で補うということで入れているような部分もございます。そのような形で資機材等を入れているところが12か所、ただ備蓄食料に関しましては、そこまで細かくは分けてございません。仁木・大江・銀山ということで、拠点となる部分に置かせてもらっているという状況でございます。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）わかりました。

本町は非常に広範囲の地域ですので、やはり災害のときには遠いところまで運ぶということはなかなか大変なことだと思いますので、今はそういうふうに備蓄を置かれているということで理解いたしました。

被災時には避難所において、水をはじめ様々な飲料を確保することが重要となっております。東日本大震災の経験から生まれた災害対応型紙カップ式自動販売機があります。これは災害発生時に電気・水道が確保されていれば、災害時にお湯、お水等特にお湯が無料で提供できるため、赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米の調理等において大きなメリットがあると言われております。これまでの主な実績としましても、茨城県常総市における鬼怒川決壊による避難所では約1か月間で延べ8000杯の飲料が提供されており、熊本地震では災害協定締結先の医療機関において1日最大500杯の飲料が提供されております。各地から派遣された災害派遣医療チームの方々からもお湯の提供は大変助かったという声が出ていたそうあります。そこで、本町においても災害時に避難所等においてお湯などの飲料を提供できる災害対応型カップ式自動販売機の設置及び災害協定の締結を検討してはいかがかと思いますけれども、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議員おっしゃるとおり、避難所におきましてそういう防災のためのいろいろな環境整備というのは必要であるというふうに思っております。先ほど仰っていました災害用のカップ式自動販売機も含めて、どのような形で、本町の場合整備していくべき良いのかという部分を含めてですね、今後検討していくなければならないというふうに思っていますし、それぞれの地域でそれぞれの事情もありますので、そういうことを鑑みてですね、なるべく避難所としての役割を果たせるような機能を持たせることができるような、そういう避難所の環境整備を今後も取り組んでまいりたいと、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）ぜひそのように、今後の取組として、参考にしていただければと思います。

最後に、過去の災害の教訓を生かしていただいて、円滑な避難所運営に努めていただきますことを強く要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）続いて『婚活支援の取組について』、以上1件について嶋田議員の発言を許します。2番・嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）婚活支援の取組について。

我が国では、人口減少が大きな社会問題となっており、本町においても重要な検討課題だと考えます。

総務省が発表した北海道内の人団推計によると、本町は平成29年・平成30年と2年連続で転入者が転出者を上回る社会増となり、これまで町長が取り組んできた子育て支援や、住宅建設補助などの政策により、転入者が増えたものと考えられ、高く評価するものであります。しかし、他の市町村からの転入者を期待することも限界があり、人口減少問題を解決するには、根本的なところから改善していかなければなりません。平成27年に配布された「仁木町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」によると本町の合計特殊出生率は1.42となっており、全国水準に近い状況であることが示されていますが、出産される方が少ないと考えることは事実であり、その原因は晩婚化による第1子出産年齢の高齢化によることが大きいと考えます。町内で生活されている未婚の方で、特に農業従事者が多いのですが、出会いの場がないため、結婚が遅くなったり、結婚できない方が多いのではないか。結婚することや子どもを生み育てることは、人によって考え方方が違うと思いますが、「結婚したくてもできない」という方を支援していく必要があると考えます。北海道では、結婚支援事業による助成を行っており、後志管内でも8町村が同補助による婚活支援事業を実施しています。本町においても、同補助金等を活用し婚活支援に取り組む必要があると考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）婚活支援の取組についての質問にお答えいたします。

婚活支援の取組についてですが、北海道においては、平成27年度から結婚支援事業を創設し、結婚の希望をかなえることのできる環境づくりや結婚を希望する方の不安等を解消し、婚活に前向きに取り組むことができる環境づくりを推進することを目的とし、補助金などの支援ではなく、結婚を希望する方や結婚支援を行う市町村や団体等に対するセミナーの開催や、ポータルサイト「北海道コンカツ情報コンシェル」を開設し、婚活情報の提供などの支援が行われているところであります。また、議員仰せのとおり後志管内の町村においては、札幌圏から遠い山麓エリアを中心とした8町村において、農協青年部などが実施主体となった婚活イベントが開催されているところですが、近年、参加者の減少が見られる中、結婚に結びつくケースは少ないものと伺っております。一方、民間企業や団体が開催する婚活パーティーやお見合いを利用した結婚が増加している中、札幌圏に近く多様な婚活が可能となる本町においては、地域で開催する集団型の婚活イベントなどより、自由度が高く、プライバシーが守られる民間企業や団体の仕組みを活用することが、出会いの場の創出にとって、より効果的なものと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）町長の答弁がありました。

その中ですね、ポータルサイト「北海道コンカツ情報コンシェル」を開設し、結婚情報の提供などの支援が行われているとおっしゃっていたんですが、どのような支援の仕方をしているのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）私の方からお答えさせていただきますけれども、北海道庁のポータルサイトの中にぶら下がっておりまして、その中で「北海道コンカツ情報コンシェル」という名称になっております。それで、例えば先ほどお話ししました各市町村の地域の中で行っている婚活パーティー等のイベントの紹介ですか、またセミナーの紹介、そういうものをですね、このポータルサイト中で、インターネット上で公開しているというようなことを主に掲載している内容になっております。以上であります。

○議長（横関一雄） 嶋田議員。

○2番（嶋田 茂） インターネットで公開しているということで、ここの町の問題点というのは、個々でパソコンからこのようなサイトを見てという部分が少ないとと思うんですよ。逆に、町として情報提供をするという意味でも、結婚を考えている独身者のためにも、個々の独身者に周知するのが最大の目標かと思うんですが、どちらにしても実際に結婚を考えているけれど結婚ができないという方も多数いると思うんです。ただ情報を出しているだけではダメだと思うんです。

実際に独身者で20代から40代後半までという部分で、この町内に何人ぐらいの独身者がいると押さえているのでしょうか。

○議長（横関一雄） 泉谷農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（泉谷 享） 只今ご質問がありました、20代から40代までの独身者ということで正確な人数は押さえておりません。けれども、農業に限って言いますと、本年2月6日から2月18日までの間で実施いたしました営農調査の部分で、後継者がいるかということで337件の方に調査を出して約9割の回答があった中で、その中で後継者がおりますと回答している方が47件ということで約14%の方が後継者がいるということになります。その方すべてが独身であるとは押さえてはおりませんが、農業に関して言えば、最大値で約14%の方がいるのではないかというふうに押さえているところです。

○議長（横関一雄） 嶋田議員。

○2番（嶋田 茂） これは14%ということで、今農業に従事している後継者の方の分という押さえ方だと思います。ただ、人口減少というのはそういう中でも仁木町全体で考えますと、それこそ農家だけではありません。一般町民の皆さんの中にも、そういう方はいらっしゃいます。少しでも結婚というものを促すという意味でも、結婚していただくというのは大変なことではあるんですが、昔はたくさんそういう話があったんですが、今はありません。その中で、今、一つ例を挙げますと、清水町で始めました、清水町の婚活支援の名称が「恋の予感イケメン図鑑」という冊子を発行しています。これは何かと言いますと、町で独身の方々を取材し、独身の方々の冊子を作っているんです。そういう中で町のPRだとか、そういうのも一緒にやっているという事業であります。その恋の予感プロジェクトと名づけて、出会い系サポート12名を任命するとなっています。それは町の中に「出会い系センター」というのを12名任命して婚活パートナーだとかそういうものよりも、こういうようなことに町として力を入れ、今年の1月6日からはじめたそうです。これは、道の補助金を利用した事業なんですが、調べましたところその中で町の魅力も知ることが出来、女性は結婚後に移住してからの生活を思い描くことができるという、そこまで踏み込んで町として行なっているわけです。町として行うには人が必要だと思うんですが、そういう中で、地域おこし協力隊だとか、そういう部分で、こういう事業を町として立ち上げてやったらどうかと思うんですが、できませんか。

○議長（横関一雄） 林副町長。

○副町長（林 幸治） 今、議員からも、事例のご紹介がありましたけれども、道内各地でいろいろな特色ある取組が行なわれているというふうに私も理解しているところでございます。それでうちの町については、先ほど町長が答弁でお答えしたとおり、非常に札幌圏に近いという部分がございます。それから、先ほどの清水町のように畜産農家が多くてなかなか家を抜けることができなくて、札幌市また帯広市からも距離があるというようなところと、また、いわゆる農業形態の違いもございまして、比較的自由に民間の

いろんなイベントとかそういった会に参加できるというメリットがうちの地域にはあるということで、多様な婚活が可能になるというふうに理解しております。そういったことからですね、比較的プライバシーが守られて自由に参加できる民間のイベントとかそういったものに参加していただくという方が、効果があるのではないかというふうにうちの町としては考えているところでございます。以上であります。

○議長（横関一雄） 嶋田議員。

○2番（嶋田 茂） 確かに民間の部分でイベントだとかの部分で自由でプライバシーが守られると、それは私も思います。しかしながら、北海道が開設して婚活情報を提供しているということを、私も調べた結果初めて知ったことであって、町の中にそういうことが周知されていない、情報が流れていません。何かあったときに、こういうことをやっているんだと言うような情報の共有ができないという部分があります。それであれば、もう少し情報をきちんと町内に周知するような方法というのがあると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（横関一雄） 林副町長。

○副町長（林 幸治） 先ほどご紹介いたしました北海道コンカツ情報コンシェルについては、あくまでも北海道庁のホームページの方で、道の方で運営しているものでございまして、もし、その中で仁木町の情報を載せてくれとお願いすれば、それは当然ぶら下げていただけるものであります。それで、これについては比較的結婚を望まれている方で女性の方が主に対象としてですね、利用されるというのをイメージされて運営されているというふうに伺っておりますけれども、そういったことで、いろんなこういった公設のもの、もしくは民間のいろんな情報誌等などでもですね、その地域の中の結婚等のいわゆる婚活活動を支援するような取組もあると思いますので、そういったものについては機会があれば、町としても積極的に活用させていただいて、いろいろ情報提供をさせていただきたいと思っておりますし、また、広報などを通じてそういう関連についてもですね、必要に応じて情報提供をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。以上であります。

○議長（横関一雄） 嶋田議員。

○2番（嶋田 茂） そういう部分で、本当に情報というのは大事なことで、町民の皆さんのが共有できるような情報の流し方をしなければ周知できないと思います。

昨年、一昨年と婚活パーティーではないんですが、農業委員会の方で、確か札幌市の方で行なわれたと思うんです。そういう部分で、やっていることはやっているんですが、結婚をしたいんだけれども口ベタというか、女の人の前に行くと喋られないとか、そういう人もいると思うんです。実際に婚活支援をしても、それがなければ結婚というのはなかなか進まないと思うんですが、そういうのもサポートをしているという部分、自分は結婚したいんだと思えるようなサポートの仕方というのはあると思うんですけど、情報提供をただけでイベントを毎月やるという部分ではなく、そういうときに役立つと思うんですけど、男性が言葉を出せるというか、会話をするという部分では、婚活パーティーの中で女性と話せるという部分では大切と考えます。

今後は、町としてこの婚活支援の取組の中で、重要視されるという部分では、やはり人口減少というのが、大変厳しい中であるわけですが、結婚していただける若い人たちが増えていくためには、イベントだとか、そういう部分だけではなくて、町としての支援という部分で、町で出会いの場を作るという部分では、イベントだとかという部分で、うまいもんじゃ祭りだとか、さくらんぼフェスティバルの中でそういう

うイベントみたいな婚活パーティーも一緒に開くだとか、そういう部分でやってみるなどの考えはありますか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）支援の場をつくるですか、そういうことは非常に大事だと思いますし、また、議員のご指摘のとおり、やはり人とのコミュニケーションが得手の方、不得手の方色々といらっしゃると思います。そういう方に対する支援というものの、側面的な支援も必要になるかというふうに思っておりまます。それで町といたしましては、先ほど農業委員会からも報告したとおり、かなりの方が結婚したいけれどもできないという方がいらっしゃるというようなことは把握しているところでございますので、そういうことからですね、農協の青年部の方とか、商工会の青年層の方、そういう方とですね、いろいろと意見交換もしながらどのようなイベントですか、どのような支援のあり方が良いのかということを今後もいろいろと調査・研究して担い手対策、そして担い手対策だけではなく少子高齢化対策を含めてですね、総合的な視点から取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、そういうことでご理解していただきたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）今の副町長のお話、わかりました。

最後になりますが、町長にお聞きします。

婚活支援というのは、町として大切なものだと私は思うんですが、町長はどうお思いでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）町として独身者、未婚者に対して婚活を支援していくというのは、どこまでできるのか、どこまでやるべきなのかという部分では非常に難しいものがあるというふうに思います。先ほどお話をありましたとおり、北海道からのそういう情報という部分では、自治体としても情報提供というふうなことはできるかもしれませんけれども、民間の部分という部分ではなかなか積極的に情報提供するというのも難しいものがあるというふうに思っています。ただ、そういう行政からの支援というよりも、やはり私は根本的にそういう独身者、未婚者に対して、周りからの支援や又はそういう本人の意思次第だと僕は思うんですけれども、ただそういった部分で、私も今まで独身者に対して、個人的にいろいろ紹介したりとかもさせていただきましたけれども、やはりなかなか結果として結びつかなかつたという部分ではですね、本人が非常にそういう部分では積極的になれないという部分の話を聞かせていただきましたので、やはり本人が、いかに結婚したいかという部分をですね、強い意志をもって、そういう環境で努力することができますね、何よりも私は結果につながるのではないかというふうに思っていますので、そういう部分では今後も、町としてのそういう婚活支援というよりもですね、周りから盛り上げていろいろと促していくということの方が何よりも望ましいのかというふうに思いますけれど、本人からしてみれば、そういうことには余り関与しないで、そっとしておいてほしいというようなことも、私、以前言わされましたので、あまり強制的というか、強気に促すこともできないですけれども、そういうきっかけづくりとか、今後も周りで支援していくことが必要であるかというふうには思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）昔と違って、今現代というのは、国とか道がやるように婚活支援というのが必要だろ

うという部分で、行われるようになったわけです。昔は本当にいろんな形で、そういう出合いの場とかが、たくさんありました。しかしながら、今現状として、減ってしまっているというのが現状であります。その中で、町としても今後、1組でも2組でも結婚をしていけるような仕組みづくりをしていただければと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（横関一雄） 続いて、『自治体の消費税増税について』、『子どもセンター建設の進捗状況について』以上2件について上村議員の発言を許します。8番・上村議員。

○8番（上村智恵子） 自治体の消費税増税について。

今年10月から、消費税が10%に引き上げられます。この増税に対して学者やジャーナリストなど多くの人々から「今増税したら大変なことになる」という声が上がっておりますが、それは当然のことであり、国内外の経済情勢を見ても、増税により消費不況を招くことで景気が更に冷え込み、住民の暮らしを圧迫するとともに、逆進性によって格差がますます拡大されることから、消費税増税を撤回することが住民の生活や地域経済を守る道だと考えます。本定例会には、消費税増税に伴う公共料金の値上げに関する条例制定案が上程されていますが、私は、前回の増税の際にも、一般質問で公共料金に消費税増税分を転嫁すべきではないと指摘しています。今回の増税についても同じことが言え、住みやすい仁木町を目指す観点から増税に伴う公共料金の値上げはすべきでないと考えます。そこで以下の点についてお聞きします。1. 消費税が増税された場合の本町財政に及ぼす影響額と国からの財源措置は。2. 公共料金を設定するに当たり、協議を行う場として公共料金等審議会を設置する考えは。3. 消費税増税に伴う公共料金への転嫁を中止する考えは。以上3点について、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄） 佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） 自治体の消費税増税についての質問にお答えいたします。

1点目の「消費税が増税された場合の本町財政に及ぼす影響額と国からの財源措置」についてであります。消費税につきましては、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）」等により10%への引上げは、平成27年10月1日から平成31年10月1日に変更されたところであります。本町の平成31年度予算におきましては、消費税率増税に伴い、一般会計歳出予算では、約1100万円、簡易水道事業特別会計歳出予算では、約280万円の増を見込んで予算計上しております。なお、国民健康保険事業特別会計歳出予算及び後期高齢者医療特別会計予算につきましては、ほぼ影響がない状況であり、合計しますと約1380万円の増と見込んでいます。一般会計の歳入予算につきましては、町民センター使用料で約5000円の増、土木機械使用料で約4000円の増を見込み、簡易水道事業特別会計歳入予算では、水道使用料で約18万5000円の増を見込んでいます。また、消費税に関する国からの財源措置といたしましては、地方消費税交付金が毎年交付されており、地方財政計画の資料に平成31年度普通交付税額推計方法が示され、市町村の地方消費税交付金につきましては、前年度の地方消費税交付金基準財政収入額の0.99倍とされておりますので、平成31年度当初予算計上額といたしましては、前年実績等を考慮し、前年度比200万円増の6700万円を計上しているところであります。消費税率引上げに伴う地方負担額につきましては、普通交付税の基準財政需要額に100%算入されることとされておりますので、事実上の負担増はほぼないものと認識しております。

2点目の「公共料金を設定するに当たり、協議を行う場として公共料金等審議会を設置する考え」について申し上げます。水道料金を始めとする公共料金の決定は、家計消費が少なからず影響を受けることも

あって、多くの町民にとって重大な関心事項の一つであり、生活との密着性、独占性、公共性に鑑み、その決定内容と根拠について説明責任を果たすことが求められているものと認識しております。このことから、本町においては、これまでの料金の改正に当たっては、議会への丁寧な説明に努め、議決をいただいたところであります。一方、公共料金の水準が真に時代に見合ったものとなっているかどうかについて利用者の視点に立った検証等を行う必要性はさらに高まっているものと考えております。このことから、消費者の視点に立った公共料金の決定が行われている国での決定方法等を参考に、決定のプロセスにおいて外部の学識経験者や利用者からの意見を聴取できる仕組について検討してまいります。

3点目の「消費税増税に伴う公共料金への転嫁を中止する考え方」につきましては、今般の「経済財政運営と改革の基本方針2018」により、消費税率引上げ分の使い道が見直され、消費税率の引上げによる消費税增收分5兆円強の収税のうち、従来は5分の1を社会保障の充実に充て、残りの5分の4を財政再建に充てることとされていましたが、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と財政再建にそれぞれ概ね半分ずつ充当することとされており、増大する社会保障費に対応し、後代への負担の付け回しの軽減を図る意味からも、政府が決定した消費税率の引上げは、致し方ないものと考えております。本町いたしましては、平成25年10月及び12月の総務省自治財政局公営企業課長及び自治財政局財務調査課長通知（地方自治法第245条の4（技術的な助言））により、「消費税の引き上げに伴う公共料金の改定について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する考え方を踏まえ、適切に対処すること」、「歳出予算についてもその影響額について、適切に計上すること」についての通知があり、本通知に基づき、平成26年度に、消費税率の引上げに伴う公共料金等及び公の施設の使用料等の改定を行ったところでございます。この度も同様に、消費税増税に伴う公共料金設定に当たっては、消費税は、消費者が最終的な負担者となることを踏まえ、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処したものであり、適切な対応と考えており、公共料金への転嫁を中止することなく、公共料金を設定するものであります。以上です。

○議長（横関一雄） 上村議員。

○8番（上村智恵子） 1点目につきましては、本町財政に及ぼす影響は、ほほないものだということですね。

それでは2点目について、お聞きします。町民センター他減免団体が使う場合は金額はどうなりますか。

○議長（横関一雄） 奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄） 金額は当然上がった金額からの減免額ということになります。

○議長（横関一雄） 上村議員。

○8番（上村智恵子） 昨年ですが、減免団体の使用料が大幅に引き下げになりました。皆さん使用料が安くなるのは大変ありがたいけれど、ボイラーが壊れた、ポットが足りないと言っても、いつも財政がないからといってやってもらえないと話されていました。一旦大幅に引き下げたときに、10%値上げというのはもう分かっていたと思うんですけども、今回、やはりそういう点も踏まえて、利用者の視点に立った検証等を行う必要があると考えますので、審議会等は必要かというふうに思います。消費税率の引き上げに伴う使用料の見直し、他の自治体はどういうふうになっているんですか。据え置いているところもあると思うんですけども、わかれればお願ひします。

○議長（横関一雄） 渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋） 1月に調査した結果なんですけれども、管内19町村のうち、11町村は行う予定で

出ております。その他未定のところ、また、実際に行わないだろうというところもやはり出てきております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）寿都町など据え置くところは7～8町村ですか、そういうところもあるんです。今回の値上げをする必要があるのかなというふうに私は思うんですけども、承知のように消費税法によれば、一般会計で処理されている公共料金分各種使用料などは消費税10%の導入をしなくても良いことになっており、転嫁しないことで自治体財政に実害は出でないはずですがどうでしょうか。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）地方自治体におきましては、消費税納税義務者ではございませんので、消費税 자체を納入する部分はございませんけれども、実際に係る電気料等ですね、その他消費税を含んだ部分での支払いは必要となってきておりますので、納める部分はないですけれども、庁舎等を維持管理していく上で必要な部分にはなってくるかと思います。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）仁木町は技術的な助言に基づき、適切に対処したということですけれども、総務省が、増税に伴う事務等を各自治体がしっかり取り組むように迫った結果、こういうことになったのかというふうに思います。各自治体で判断できることですし、立ち止まって考えても良かったんではないかというふうに思っております。

次に、水道料金の消費税についてお聞きしますが、先日の補正予算で消費税の金額が確定したからと、62万3000円が戻っていましたが、これは平成29年度で間違いありませんでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問でありますが、先の補正予算で62万3000円を減額ということでございました。こちらは平成29年の消費税という部分ですね、こちらの水道の消費税につきましては、簡易水道事業会計としての消費税の申告という形で、それぞれ歳入・水道使用料なり、あと足りない分を一般会計繰入金もしくは、水道工事等事業をしている場合は補助金、それらが歳入になりますて、あと歳出としましては、工事費や維持管理費、また、職員人件費とそれぞれ課税になる分、非課税になる部分、また、起債の償還金ですね、こちらを計算しまして、確定申告という中で処理してございまして、それに伴う当初計上した予算よりも申告する部分が少なかったということでの減額でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）この平成29年度の予算編成のとき、この公課費というのは70万円でした。30年度が550万円、31年度が440万円で予算を立てておりますけれども、消費税は、毎年こう予算立てが違うんですけども、消費税はいくら住民が払っていて、支払っているのかというのはわかりますか。

○議長（横関一雄）可児建設課課長。

○建設課長（可児卓倫）大変失礼しました。

ここ3年で、平成27年度につきましては、消費税としましては地方消費税と消費税合わせまして約466万4000円でございます。平成28年度につきましては、合わせまして約470万4000円、平成29年度につきましては479万8000円でございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）一律に、皆さんから徴収している水道料金ということでは、出ないということで、その確定申告が終わらないと、きちんとした支払い額もわからないというか、単純に水道料金に掛かった住民が掛かったことにならぬことになっているんですか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）先ほども若干ちょっと説明させていただきましたが、あくまでも事業会計としての確定申告によるものでございます。の中には、歳入歳出とも課税になるもの、非課税になるもの、過去の起債の償還等もございますので、それすべてを計算した中ですね、実際、町としていた水道会計として水道料金等でいたい消費税分より、その年度におきまして支出する消費税、こちらが多い場合については還付という形で戻ってくるんですけども、昨年度のようにですね、逆な場合は納付という形になっているというものです。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）今回の消費税増税のことですけれども、食料品が8%のままという複雑な税制になっています。その中でペットボトルの水が消費税がかからないで、なぜ水道水が10%になるのかという町民の率直な疑問からお聞きしますけれど、国税庁はどういうふうに説明しているんでしょうか。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休憩 午後 2時21分

---

再開 午後 2時24分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩前の質問に対する答弁を求めます。可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）お時間をいただいて申し訳ございませんでした。

まず、ミネラルウォーターにつきましては、飲料水という形で食品に該当するものでございます。それで、水道水につきましては、飲料だけではなくお風呂ですか洗濯といった部分で飲食以外の部分でも生活用水として供給されているもので、別になっているものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）消費税については、本当に経済を発展させ財政を潤すことになるのかが本当に疑念が湧いてきますけれど、もし10%が中止になったら、この予算は補正するんでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）現在の状況では10月1日から10%になると決まっておりますが、もしそれが履行されない場合につきましては、国に準じてそのとおりにやってきたいと考えております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）日本共産党は公共料金に消費税を転嫁することをやめるよう指摘してきました。これは、憲法の原則や近代税制の原則から生計費非課税という立場に立った税制の確立が必要だからです。町長はどう思いますか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）平成26年の時の一般質問でも、私は、お答えした記憶があるんですけども、あの時と考えというのはですね、ほぼ変わらないものであります、国の考え方、また、その指導に則って自治

体というのはそれに沿っていく部分は基本的にはその方向で変わらないというふうに、私、以前もお答えさせていただきましたけれども、今回もですね、そういった状況には、町としても自治体としても、そういう国の方向性に沿って措置をしてまいりたいという思いは変わりません。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）今は決して増税できる経済情勢ではありませんけれど、この公共料金への転嫁、誠に残念です。

次に移ります。子どもセンター建設の進捗状況について。

子どもセンターの建設については、昨年の第1回定例会で一般質問を行い、町長からは、「にき保育園の老朽化や放課後児童クラブの施設確保などの課題があり、早急な対応が必要であると認識していることから、庁内の関係各課による検討組織を立ち上げ、子ども・子育て支援のあり方について、総合的な検討を行い、平成31年3月31日を目途に方向性を出したい」との答弁がありました。しかし、先日配布された平成31年度町政執行方針では、「子育て・高齢者福祉支援拠点プロジェクトチームにおいて引き続き検討してまいります」としか書かれておらず、具体的なことは何も示されていません。昨年の一般質問から一年が経過しますが、子育て・高齢者福祉支援拠点プロジェクトチームはどのようなメンバーで構成され何を協議したのか、建設予定地や、施設の規模など、どこまで決定しているのか、現在までの協議内容や建設に向けた進捗状況についてお伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）子どもセンター建設の進捗状況についての質問にお答えいたします。

「子どもセンター建設の進捗状況」についてですが、議員仰せのとおり昨年の第1回定例会において答弁申し上げたとおり、庁内にプロジェクトチームを設置し、昨年8月20日に第1回目の会議を開催してから、これまでに2回の会議を開催し、本年3月下旬に開催する予定の会議において当施設整備の方向性（構想）を取りまとめております。プロジェクトチームの構成ですが、副町長を座長とし、企画課長、総務課長、財政課長、建設課長、住民課長、ほけん課長、教育次長がメンバーとなり、保育所、放課後児童クラブなどを包括する新たな子育て支援施設等の整備に向けた考え方、整備スケジュール、施設のコンセプト・機能、設置場所等についての整理や検討を行っているところであります。今後の進め方につきましては、平成31年度の執行方針で述べたとおり、本年度取りまとめるとなっている構想をベースに、庁内プロジェクトチームにおける検討を引き続き進め、整備計画のたたき台を策定し、平成31年度中に、そのたたき台を基に、子育て世代を中心とした町民や関係機関・団体の皆さまとの検討に着手したいと考えております。なお、庁内プロジェクトチームで取りまとめる「整備計画のたたき台」につきましては、仁木町議会全員協議会においてご説明させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）前回は方向性を決めていくということでしたが、この子育て・高齢者福祉支援拠点は建設するということで良いのでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）建設していくたいという方向で、今、動いている段階であります、子育て・高齢者福祉支援拠点施設建設に向けて今協議をしているところであります、実現化に向けて様々な今課題又は、そういった精査しなければならない点が多くありますですね、今、そういったことを精査している

段階でありますので、今後はそういった実現化に向けて、今はたたき台をつくり、そして肉付けをして、実現化に向けて取り組んでいきたい、そういうプロセスで行いたいという思いであります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）それでは、平成31年度中にたたき台を作るということでいるということですね。それで、子どもの成長は早く、どんどん成長していくものですけれども、今年度も3歳未満児は増えています、定員オーバーということになりかねませんけれども、今現在、にき保育所、大江保育所の人数はどうなっていますか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）平成31年3月6日現在でございますけれども、にき保育園は定員50人のところ現人数が66人、大江へき地保育所につきましては、定員20人のところ9人、銀山へき地保育所につきましては30人のところ8人という状況であります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）それで、このにき保育園は本当に定員オーバーとなっていました、これから預けて働きたいという人たちが本当に困っています。しかしながら、大江保育所はせっかく新しくして迎え入れる準備はできているのに人が来ないということは、大江保育所のいろんな条件ですね、時間が早過ぎるとか、冬休み・春休みとか、そういう条件が整っていないということも一部あるんですけれども、やはり、子どもたちが町外に流れないように、また、大江保育所は新しくせっかくしたのですから、この条件を整えてあげることで、子どもも流出していかないかと思うんですけれども、この建設が早くなれば良いですけれども、まだまだ、2～3年はかかりそうなので、やはり、そういうところを考えながらやってほしいと思いますけれども、そういう条件緩和はできますか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）大江へき地保育所につきましては、議員おっしゃるとおり、時間がにき保育園に比べると短い、また、給食もないということで、それで時間については、何とかなるかということでございますけれども、今、にき保育園もそうなんですけれども、保育士、また、その資格のある方の確保が非常に難しい状況です。大江へき地保育所につきましても、そういう資格のある方の確保ができれば、また検討の余地があると考えています。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）しかしながら、20人中今9名で、来年度は本当に4人ぐらいしか来ないということを聞いていますけれども、やはりそこで保育士さんが余るということはないですけれども、定員まで入れるということなので、やはりそういうところを緩和してほしいと思います。それとこの中で「子育て世代を中心とした町民や関係機関・団体の皆さん」と具体的に出ていますけれども、これからたたき台ができる、こういう人たちの意見を聞くということはすごく大事だと思います。また、そういう方たちを募集して、やはりそういう中からいろんな意見を汲み取っていかないと、また今後、違った方向に行くかもしれませんので、やはり町民の意見、子育て中、またここでは高齢者も組み込んでいるようですけれども、やはり子どもが少なくなっているときとか、いろんな内容が盛り込まれるような施設にしていかなければならぬかと思うので、こういう募集というか、そういうものも早くした方が良いと思うんですけれども、このメンバーについてはどうでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）スケジュールについては先ほど話したとおりで、たたき台ができた段階で幅広い町民の方、特に子育て世代の方の意見をいただくということで考えております。具体についてはですね、まだ考えていないところでございます。先ほどの答弁の中にありましたけれども、このプロジェクトチームでまとまったたたき台についてはですね、議員の皆さんにも全員協議会などの場を通じてご説明させていただきたいと思っておりますので、そのときまでにそういう合意形成を図る場合、どういう形が良いのかということですね、お示させていただきたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）子どもたちが増える政策をとっていますので、今後ますます増えていく状況になるかと思いますけれども、保育所はだんだん老朽化していくという状況の中、また、保育士さんが少ないとこともありますけれども、保育士さんの待遇改善も一緒に図っていかなければ、保育士募集ということにはならないかと思いますけれども、やはり、いろんなことを考えながら、この保育所作りということ、保育所とか、放課後児童クラブもですね、そういうことも考え方をやっているかなければならないかと思いますけれども、たたき台ができたとして、土地の確保もありますでしょうけれども、土地なんかは、2・3か所とか、どこか目星があるんでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）そのことも含めて今、精査しなければならない部分が多々あってですね、建設予定地となる場所が果たしてどこが相応しいのか、又は根本的に、先ほど高齢者福祉施設と子どもたちのそういった子どもセンターとなる場が併設することが果たして法律的にも可能なのかどうかということも含めていますね、いろいろと精査しなければならない部分が多々あって、そこをまず原課といろいろ知恵を出し合いながら、今これからたたき台をつくり上げたいというふうに思っている次第でございます。今後それにつけ加えていろんな機能や又はいろんな要望をですね、町民の皆さん、または各関係団体、または専門的な方々からの意見・知恵を収集して、より理想に向けて構築を目指していきたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）そういうことで、1年間経ったわけですけれども、やはり平成31年度については、このプロジェクトチームをしっかりしたものにして、たたき台を作っていくってほしいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

---

### 日程第3 議案第8号

平成31年度余市郡仁木町一般会計予算

### 日程第4 議案第9号

平成31年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

### 日程第5 議案第10号

平成31年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算

### 日程第6 議案第11号

## 平成31年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（横関一雄）日程第3、議案第8号『平成31年度余市郡仁木町一般会計予算』ないし、日程第6、議案第11号『平成31年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、只今一括上程されました平成31年度予算について、提案説明を申し上げます。

一般会計の歳入では、町税は町民税、固定資産税など合わせて3億1311万7000円で、まだまだ自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税などに依存する状況となっております。自主財源及び地方交付税の増減は事業の実施に大きく影響を及ぼしますことから、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の不足分につきましては、財政調整基金3億8968万2000円を取り崩し、繰り入れを行い、平成31年度の予算編成を行ったところでございます。

平成31年度の予算規模につきましては、一般会計が総額36億7397万5000円、前年度対比では1億9466万1000円、5.6%の増でございます。国民健康保険事業特別会計は総額で1億9647万円、前年度対比では435万8000円、2.2%の減でございます。簡易水道事業特別会計は総額3億7101万3000円、前年度対比で6842万円、22.6%の増となってございます。後期高齢者医療特別会計は総額が7437万1000円、前年度対比では463万8000円、6.7%の増でございます。以上4会計予算の合計は総額で43億1582万9000円となり、前年度対比で2億6336万1000円、6.5%の増となってございます。平成31年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上をもちまして4会計の提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、議長を除く議員8名で構成する平成31年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長を除く議員8名で構成する、平成31年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することに決定しました。

なお、平成31年度各会計予算特別委員会の正副委員長の互選については、仁木町議会委員会条例第7条第2項の規定により、特別委員会において互選となっていますので、休憩中に互選願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時45分

---

再開 午後 3時05分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に行われた平成31年度各会計予算特別委員会、正副委員長の互選結果を報告します。

平成31年度各会計予算特別委員会委員長に嶋田議員、副委員長に宮本議員が互選されましたので報告します。

次に、資料要求の件についてお諮りします。本委員会において、委員から審査に必要な関係資料の請求

があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求することに決定しました。

---

## 日程第7 議案第5号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

## 日程第8 議案第6号

仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

## 日程第9 議案第7号

仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第7、議案第5号『社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について』ないし、日程第9、議案第7号『仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について』以上3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました3件につきまして提案説明をさせていただきます。

まずははじめに、議案第5号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。平成31年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第6号のページをお開き願います。議案第6号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の給与に関する条例（昭和41年仁木町条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成31年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第7号のページをお開き願います。議案第7号、仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の旅費に関する条例（昭和28年仁木町条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成31年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上3件を一括提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題3件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、平成31年度各会計予算特別委員会に付託して、休会中に審査することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、平成31年度各会計予算特別委員会に付託して休会中に審査することに決定しました。

## 日程第10 議案第12号

### 仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄） 日程第10、議案第12号『仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） 議案第12号でございます。

仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について。仁木町表彰条例（平成6年仁木町条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成31年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄） 新見総務課長。

○総務課長（新見 信） それでは議案第12号、仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

現在、議会の推薦により議會議員の中から委員として就任していただいている審議委員会等がございますが、法定及び法定外の執行機関の諮問機関等の委員については自由で利権が絡まない議員活動を行っていくことを目的に、現委員の任期満了後は当該委員には就任しないとの議会活性化特別委員会における決定を受けて、平成29年10月6日付け、仁木町議会議長から議員の委員就任について各種条例規則等の例規整備の要請があり、今回本条例について所要の改正を行うものでございます。改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所であります。条例第4条第2項において、現在、町長、議会の推薦する議員3名及び学識経験を有する者3名の計7名で構成しているところを「町長及び学識経験者4名の計5名で構成する」と今回改めるものでございます。附則につきましては、施行期日の定めでありますと、現在の議會議員の任期の翌日、平成31年8月10日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄） 「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄） 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄） 「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第11 議案第13号

### 仁木町職員の勤務時間休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄） 日程第11、議案第13号『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） 議案第13号でございます。

仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成2年仁木町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成31年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく新見総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（横関一雄） 新見総務課長。

○総務課長（新見 信） 議案第13号、仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

この度、民間労働法において平成30年7月、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が交付されております。この法改正におきましては、時間外労働の上限を原則1か月45時間、1年間で360時間とする罰則付きの時間外労働の上限規制などが導入され、原則として平成31年4月1日から施行されますが、国家公務員においても超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなどの措置が講じられることとなっております。これを受け地方公務員においても、地方公務員法第24条第4項に規定する均衡の原則により、超過勤務命令を行うことができる条件を定めることについて、所要の改正を行うものであります。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明をしたいと思います。新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でございまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。改正箇所につきましては、条例第8条の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定に新たに第3項として、「前項に規定するものの他、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は規則で定める」という条文を追加し、内容を規則に委任するというものでございます。規則における規程内容につきましては、今後改正されます人事院規則等に準じ改正をしていく予定しております。附則については、施行期日の定めであります、この条例は平成31年4月1日から施行するというものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第14号

仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第12、議案第14号『仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第14号でございます。

仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和62年仁木町条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成31年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、川北住民課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）議案第14号、仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

本条例は、暴風雨、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、町民の福祉及び生活の安定に資することを目的に制定されたものでございます。この度、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正されたことにより、仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例に所要の改正が必要となったものでございます。改正の内容は、災害援護貸付金の貸付利率を東日本大震災の被災者に適用される災害援護資金の特例措置と同様に1.5%に改正、災害援護資金の償還方法に月賦償還を追加、貸付条件の一つである連帯保証人の設置義務を撤廃及び文言の一部を改めるものでございます。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明いたします。右側が現行、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している部分が改正箇所でございます。最初に条例の内容の理解と検索を容易にするために目次を付けるものでございます。続いて、第13条第1号及び第2号につきまして、被害の種類及び程度をわかりやすくするため、文言の一部を改めるものでございます。

新旧対照表の2ページをお開き願います。第14条中の利率「年3%」を、「年1.5%」に改めます。続いて、第15条第1項中に、償還方法として月賦償還を追加するものでございます。次に、同条第3項は、「保証人」を削り、法施行令の保証人の規定が削られたことから、1条繰り上がり、「第12条」を「第11条」に改めます。次に、目次を追加したことにより、第5章 雜則が追加となります。附則の第1項は施行期日の定めであり、この条例は平成31年4月1日から施行するというものでございます。附則の第2項は経過措置を定めるもので、改正後の規定はこの条例の施行日以後について適用し、施行日前の災害援護資金の貸し付けについては、従前の例によるというものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第14号『仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号『仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第15号

#### 仁木町農業担い手育成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第15号『仁木町農業担い手育成に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第15号、仁木町農業担い手育成に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町農業担い手育成に関する条例（平成11年仁木町条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成31年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内産業課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）議案第15号、仁木町農業担い手育成に関する条例の一部を改正する条例制定について、でございます。

条例改正の趣旨をご説明申し上げます。この条例は、農業の担い手の確保・育成を図るために新たに農業を営もうとする新規就農者や農業後継者に就農奨励金を交付し支援することを定めておりますが、同様の国の新規就農者支援である農業次世代投資事業の支援対象が原則45歳未満から50歳未満に拡大すること

から、本条例での支援対象も国に合わせ拡大するための改正でございます。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明申し上げます。第2条第1項の新規就農予定者の定義中、「年齢が46歳未満」としているところを「年齢50歳未満」に同条第3号の新規農業後継者の定義中、「年齢が46歳未満」としているところを「年齢50歳未満」に改正するものでございます。国の新規就農者の支援対象拡大に合わせ、町の支援対象も拡大するものであり、町・農協・農業改良普及センター・農業委員会・土地改良区の代表者で構成する就農計画認定委員会委員からのご意見も参考に支援対象を拡大することとしたものでございます。附則1は施行期日の定めであり、この条例は平成31年4月1日から施行するというものでございます。附則の2は、この条例の施行前に就農計画の認定を受けた者は、なお従前の例によるものというものです。説明は以上です。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。7番・水田議員。

○7番（水田 正）水田です。

ちょっとお伺いしますけれども、これは46歳から50歳になったわけですけれども、これは非常に良い事だと思うんですけれども、これは、夫婦とも50歳未満ということになるのか、それともどちらかが50歳未満であれば良いという解釈で良いのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）これを受けるためには就農計画書を提出するわけなんですけれども、就農計画書を出した方、ご主人と言いますか、男性の方が出せば男性の方、女性の方が就農するということならばその女性の方、どちらかが50歳未満であれば対象になるということでございます。

○議長（横関一雄）他に、ありませんか。4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）この、50歳まで引き上げられるということに対しては、本町としてはどのような新規就農者がこれから増大していくのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）今までの新規就農者の例を見ますと、これを50歳に上げたからといってですね、特に増えるようなことはないかと思います。今までの例で言うとそうですけれども、これから国の制度も50歳に上がりましたので、全国的に50歳未満の方の新規就農者が増えてくるのかというふうに考えております。それによって、本町における新規就農者の方も、年齢が上がってくるのかもしれないというふうに考えております。

○議長（横関一雄）他に、質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第15号『仁木町農業担い手育成に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号『仁木町農業担い手育成に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第16号

仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

#### 日程第15 議案第17号

仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

#### 日程第16 議案第18号

仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第16号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』ないし、日程第16、議案第18号『仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』以上3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました3件につきまして、提案説明をさせていただきます。

まず、議案第16号、仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年仁木町条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成31年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第17号のページをお開き願います。

議案第17号、仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例（平成24年仁木町条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成31年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

続きまして、議案第18号のページをお開き願います。

議案第18号、仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成24年仁木町条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成31年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上3件を一括提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては各担当課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）議案第16号、仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

学校教育法の一部改正により新たな高等教育機関として専門職大学、及び専門職短期大学の制度が設けられました。専門職大学を卒業すると学士の学位を得られ、専門職短期大学を卒業あるいは専門職大学の前期課程を修了した時点で短期大学士の確認が得られるというものでございます。学校教育法の一部改正を受け、平成31年4月1日付けで厚生労働省の定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されることから、仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましても同様の内容に改正するものでございます。それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明いたします。右側が現行で左側が改正後となっております。アンダーラインを付している部分が改正箇所でございます。第10条第3項第5号に括弧書きで「当該学科又は当該規定を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了したものと含む。」という規定を加えるものでございます。附則は施行期日の定めであり、この条例は平成31年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第17号、仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

学校教育法の一部改正により新たな高等教育機関として専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられ専門職大学を卒業すると学士の学位が得られ、専門職短期大学を卒業あるいは専門職大学の前期課程を修了した時点で、短期大学士の学位が得られるというものでございます。学校教育法の一部改正を受け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定める一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格要件にも専門職大学に係る要件が追加されたため、仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準に定める条例の資格要件につきましても同様の内容に改正するものでございます。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明いたします。右側が現行で左側が改正後となっております。アンダーラインを付している部分が改正部分でございます。第2条第6号中、「短期大学」とび「若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した」の次に括弧書きで、「同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。」を加えるものです。続いて、同条第7号中、「短期大学」とび「若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した」の次に括弧書きで「同法に基づく専門大学の前期課程を修了した場合を含む。」を加えるものでございます。附則は施行期日の定めであり、この条例は平成31年4月1日から施行するというものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）続きまして、議案第18号、仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

この度の条例改正に至った経緯と改正趣旨をご説明申し上げます。仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例につきましては、水道法施行令や水道法施行規則に定めているところですが、今般、学校教育法及び技術士法施行規則が改正されたことにより、水道法施行令や関連施行規則も改正されたことから所要の改正を行うものであります。

改正の要旨といたしましては、1点目として、学校教育法の一部改正により専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とする新たな高等教育機関として専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられたことを受け、水道法施行令及び水道法施行規則に定める布設工事監

督者及び水道技術管理者の資格要件にも専門職大学に係る要件が追加されたための改正。2点目として、技術士法施行規則の一部改正により、技術士法の第2次試験の選択科目が見直しされたことにより、水道法施行規則に定める布設工事監督者の資格要件の改正であります。このことから本条例につきましても同様の内容に改正するものであります。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。右側欄が現行の条例で左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第3条につきましては、布設工事監督者の資格を定めているものであります。今般の学校教育法の改正において専門職大学の前期課程を修了したものは、短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業したものに相当するとなったことから、第1項第3号において文言を追加しているものであります。同条第1項第6号につきましては、水道法施行規則に準拠した文言の整理でございます。同条第1項第8号につきましては、技術士法第2次試験の専門科目の「水道環境」が「上水道及び工業用水道」に統合されたことにより文言を削除しているものでございます。第4条につきましては、水道技術管理者の資格を定めているものであります。新旧対照表2ページをお開き願います。第1項第2号及び第4号においては、第3条の改正と同様に、学校教育法による専門職大学の前期課程について終了した場合の文言を追加しているものでございます。附則第1は施行期日の定めであります。平成31年4月1日から施行するというものであります。第2につきましては技術士法の選択科目に関する経過措置を定めているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題3件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）4番・野崎です。

この、議案第18号なんですか？専門職大学の前期課程を含むという形で出ておりますけれども、この前期課程というものに対しては、技術者の度合というのが変わってくるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問でありますが、技術者の度合いということでのご質問であります。こちらの学校教育法の一部改正の法律の趣旨としましてはですね、専門職の養成を目的とするというものでございます。それで、社会人が学びやすい仕組みという部分もございましてですね、専門職大学という中で前期課程、また後期課程とございますが2年ないし、又は4年制のうち2年ずつ、もしくは3年・1年と分かれる部分ございますが、そういうような形で社会人でもそういう過程を納めたものにつきましてはですね、こういう国の定めによりまして技術管理者ですとか、こういう資格に該当するというものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）最終的には、専門技術者という立場としては変わらないということですね。

いろいろな技術者もいて、一級だとか二級施工管理士とか、そういう人たちの技術者としての内容としては変わらないということですね。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）こちらの議案第18号の水道事業の布設工事監督者、水道技術管理者の資格という

部分でございまして、そちらにつきましてはですね、一級、二級というものだけではなくてですね、それぞれ実際の資格要件を満たしている部分がございます。その中でですね、大学ですか、それぞれ決められた年数で、その部分の課程を修めた者が技術者の資格として発せられているものであります、多分、今、議員からご質問のあった、一級、二級というのは、多分、一級何々管理技士ですか、そういう部分のお話かと思うんですけど、そことはちょっとまた別というふうに捉えております。以上です。

○議長（横関一雄）他にありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。これより議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、議案第16号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第16号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号『仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第17号『仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を、採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第17号『仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号『仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第18号『仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第18号『仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第17 議案第19号

### 仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第19号『仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第19号でございます。

仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により準用する同法第6条第1項の規定により、仁木町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので議会の議決を求める。平成31年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、嶋井企画課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）議案第19号、仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、ご説明申し上げます。

過疎地域自立促進市町村計画の変更において、市町村計画本文に係る事業の追加・中止・大幅な事業量の増減など、市町村計画全体に及ぼす影響が大きいものの場合、あらかじめ知事と協議を行った後、速やかに、変更計画に係る市町村議会での議決を要するということにされておりますので、本年2月6日付けでの知事との協議が終了しましたので、本議会で議決を求めるものでございます。

次の改め文の朗読を省略しまして、1ページ飛ばしまして、変更前、変更後の対照表をご覧ください。右側が変更前、左側が変更後となっております。平成28年度から平成32年度までの仁木町過疎地域自立促進市町村計画の12ページの自立促進施策区分として、3. 生活環境の整備という表の中において、事業名（施設名）、そのところに(4)火葬場、その次の欄、事業内容としまして、火葬場補修事業、事業主体は仁木町と新たに追加するものでございます。説明は以上です。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第19号『仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第19号『仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第18 議案第20号

### 大江辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（横関一雄）日程第18、議案第20号『大江辺地に係る総合整備計画の変更について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第20号でございます。

大江辺地に係る総合整備計画の変更について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により準用する同法第3条第1項の規定により、大江辺地に係る総合整備計画の一部を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。平成31年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第20号、大江辺地に係る総合整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

本計画書につきましては、平成31年度までの間において起債を活用する事業計画のある地区的総合整備を定めているもので、この計画を定めることにより辺地対策事業債充当率100%、交付税算入率80%の有利な起債の活用が図れるというものでございます。この度、大江辺地に係る総合整備計画のうち、経営近代化施設として農業競争力強化基盤整備事業を計画しておりますが、本整備計画を変更し、辺地対策事業債の予定額を増額するものでございます。

次のページをお開き願います。大江地区の総合整備計画書でございます。1. 辺地の概況、及び2. 公共的施設の整備を必要とする事情につきましては変更はございません。3. 公共的施設の整備計画ですが、計画の期間としましては、平成27年度から平成31年度までの5年間で変更はございません。経営近代化施設の事業費及び予定額の変更でございます。下段が変更前、上段の括弧書きが変更後となっております。変更後事業費は4827万3000円、財源内訳は一般財源が4827万3000円、辺地対策事業債の予定額につきましては2900万円に変更するものでございます。変更後の辺地対策事業債の合計予定額につきましては2億7690万円でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第20号『大江辺地に係る総合整備計画の変更について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第20号『大江辺地に係る総合整備計画の変更について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時55分

---

再開 午後 3時56分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回の開催は3月19日火曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。本日のご審議、大変ご苦労様でした。

散会 午後 3時56分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

平成31年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会期 平成31年3月8日～3月19日（12日間）  
 2日目 平成31年3月11日（月）  
 （開議～午前9時30分／散会～午後3時56分）

議案番号	議件名	議決年月日	議決結果
議案第8号	平成31年度余市郡仁木町一般会計予算	H31.3.11	委員会付託
議案第9号	平成31年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	H31.3.11	委員会付託
議案第10号	平成31年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	H31.3.11	委員会付託
議案第11号	平成31年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	H31.3.11	委員会付託
議案第5号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	H31.3.11	委員会付託
議案第6号	仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	H31.3.11	委員会付託
議案第7号	仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	H31.3.11	委員会付託
議案第12号	仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について	H31.3.11	原案可決
議案第13号	仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H31.3.11	原案可決
議案第14号	仁木町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H31.3.11	原案可決
議案第15号	仁木町農業担い手育成に関する条例の一部を改正する条例制定について	H31.3.11	原案可決
議案第16号	仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	H31.3.11	原案可決
議案第17号	仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	H31.3.11	原案可決
議案第18号	仁木町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	H31.3.11	原案可決
議案第19号	仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	H31.3.11	原案可決
議案第20号	大江辺地に係る総合整備計画の変更について	H31.3.11	原案可決